

ビルマ中央農業開発
訓練センター計画
年次報告書

(昭和59年度・昭和60年度)

昭和62年3月

国際協力事業団

ビルマ中央農業開発
訓練センター計画
年次報告書

(昭和59年度・昭和60年度)

JICA LIBRARY



1016181181

昭和62年3月

国際協力事業団

国際協力事業団		
受入 月日	87.5.25	104
登録 No.	16463	80.7
		ADT

ビルマ中央農業開発訓練センター
昭和59年度(第1年次)報告書

(昭和59年2月～昭和60年3月)

—The Central Agriculture Deveropment
Training Center in Burma—

は　じ　め　に

国際協力事業団は、農業の普及技術に関する研修を協力内容とするビルマ中央農業開発訓練センター計画技術協力事業を、昭和58年10月1日から4年の協力期間をもって実施している。昭和59年9月に本格的な研修が開始されて以来、順次研修内容が充実されてきている。

このたび、本プロジェクト中村成二リーダーに昭和59年度、60年度の協力活動について、年次報告としてとりまとめいただいた。

本報告書は、プロジェクト関係者のみならず、他の多くのプロジェクトの参考となることを期待するものである。

最後に、本プロジェクトの実施にあたり、多大なご協力をいただいた関係各位に対し、感謝の意を表するとともに、今後の一層のご支援をお願いするものである。

昭和62年3月

国際協力事業団

農業開発協力部長 宮本和美

目 次

I	このプロジェクトの経緯とR/Dの縮結	1
I-1	プロジェクト発足までの経緯	1
I-2	このプロジェクトの目的とR/Dの内容	3
I-3	長期専門家の着任	12
II	無償資金協力による建物・施設のひきわたし	15
II-1	無償資金協力による主要建物・施設	15
II-2	無償資金協力による建物・施設の引渡し式	18
III	モデルインフラ整備事業による展示圃場の工事	21
III-1	展示圃場工事のいきさつ	21
III-2	展示圃場の工事とその引渡し	25
IV	計画打合せ調査団の来緬と第1回合同委員会の開催	27
IV-1	計画打合せ調査団の来緬とこれまでの経緯	27
IV-2	第1回合同委員会の内容	29
V	CADTC開所式とプロジェクト運営調査団の来緬	33
V-1	CADTC開所式と第1回研修の開講	33
V-2	プロジェクト運営調査団の来緬	35
VI	プロジェクトの実績	37
VI-1	全研修の実績	37
VI-2	インサービス研修	39
VI-3	短期農業機械研修	43
VI-4	農業普及員特別強化研修	45
VI-5	研修展示圃場	53
VI-6	短期専門家による資機材使用法の研修	51
VII	カウンターパートについて	59
VII-1	カウンターパートの配置状況とその活動	59
VII-2	カウンターパート研修について	60
VIII	供与機材の到着とその検収	63
VIII-1	専門家携行機材	63
VIII-2	昭和58年度供与機材の到着と昭和59年度供与機材の請求	65
IX	日本人専門家の動向	69

X 今後のプロジェクトの展開	71
X-1 研修企画・研修方法の立場から	71
X-2 農業機械の立場から	73
X-3 水管理（圃場レベル）の立場から	75
X-4 プロジェクト運営・業務調整の立場から	76

付、CADTCプロジェクト1カ年の歩み。

I このプロジェクトの経緯とR/Dの締結

I-1 プロジェクト発足までの経緯

このプロジェクトは、昭和58年(1983年)10月1日に正式に発足したが、それまでに次のような日本政府とビルマ政府との間でやりとりがあり、R/Dの締結に至った。

日本側の動き	ビルマ側の動き
<p>昭和51年(1976)11月 技術開発協力の可能性を検討するため「畑作開発技術協力調査団」を派遣、調査団は、畑作よりも稲作を中心に試験研究機関の整備強化と技術研修実施を優先すべきであるとリコメンドした。</p>	<p>昭和52年(1977) 「地域農業試験場強化計画」及び「病虫害防除事業強化」の2計画に協力要請 モービー、マンドレー、マダエの代表的地域農業試験場を拠点とする技術協力要請をする。</p>
<p>昭和54年(1979)3月 要請された技術協力の可能性を検討するため「農業開発技術協力事前調査団」を派遣</p>	<p>北ナウイン及びシュエランの敷設農業試験場に変更、又アキャップ(アラカン州)、ムドン(モン州)の既設地域農業試験場、若干の種子農場への協力要請</p>
<p>昭和56年(1981)3月 新要請が受入れ可能なため、長期調査員2名を派遣し、協議する。</p>	<p>昭和56年(1981)7月 結局、試験場強化計画を捨て、農業技術普及職員の資質向上を目指した「中央農業開発訓練センター」を新設、これに対し無償資金協力とプロジェクト方式技術協力を要請</p>
<p>昭和56年(1981)8月 亀岡農林大臣ビルマ訪問に際し、同大臣は本センター協力に対して前向きに検討する旨、回答した。</p>	
<p>昭和56年(1981)12月 農水省海外技術協力室、土屋室長を団長とする一行8名の「コンタクト・ミッション」を派遣、本プロジェクトのフィー</p>	

ジビリティを確認。

昭和57年(1982)2月

農水省農業技術研修館，高平館長を団長とする一行5名の「事前調査団」を17日間におわたって派遣，技術協力の内容，規模，協力スケジュールを概定

昭和57年(1982)3月

事業団無償協力部基本設計課，松岡課長代理を団長とする「基本設計調査団」が21日間におわたって派遣される。

昭和58年(1983)3月

事業団，有松顧問を団長とする「第1次実施協議調査団」が3名，14日間派遣，以前から派遣されていた長期調査員4名と合流，本件R/D署名に係わる諸事項を協議

昭和58年(1983)6月

農水省普及部，品田部長を団長とする「第2次実施協議調査団」5名が21日間におあたり派遣される。

品田団長，R/Dにイニシャルサインをする。

ビルマ側は，プロジェクト候補地を ZayaC Kwin, Hlegu township, Rangoon Division としたい旨回答。

協力期間を4年とし，技術協力対象の研修事業，長期，短期専門家，供与機材，カウンターパート研修等，プロジェクト構成に同意

協力期間は昭和58年10月頃から4年間とすること。

協力内容については，全研修体系，研修計画，研修方法に関する企画と評価，実施する研修のうち実務研修及び業務研修について及び教材開発とすること。

長期専門家は研修方法，農業機械，ほ場レベル水管理の3名及び業務調整員とすること。

その他等R/D記載事項に同意

協力期間は4年とするが，2年目で見直しをすること。

カウンターパート職員の範囲を規定。

合同委のメンバーを規定。

等に同意，農業公社総裁，Khin WinがR/Dにイニシャルサインをする。

<p>昭和58年(1983)9月</p> <p>品田団長, 正式にR/Dにサインする。</p>	<p>ビルマ国閣議でR/D案了承, 農業公社 総裁, Khin Winが正式にR/Dにサイ ンする。</p>
<p>昭和58年(1983)10月</p> <p>R/D発動</p>	

I-2 このプロジェクトの目的とR/Dの内容

このプロジェクトの目的は、R/D附表の基本計画に次のように述べられている。

「日本の技術協力計画の目的は、農業普及活動に従事するビルマ人カウンターパート職員に対し、次の分野において技術の指導及び助言を与えることとする。

1. 中央、地域及び地区レベルの研修体系、研修計画及び研修実施に関する企画、勧告及び評価活動。
2. 選抜した地域での高度技術展示圃における研修コースを含む実務研修及び専門技術研修コースの実施
3. 教材の開発及び改善

この国の農業普及活動は主として農林省下の農業公社が担当している。そして農業公社は、この国の行政組織、管区もしくは州(Division or State)、タウンシップ(Township)ビレッジトラクト(Village Tract)、ビレッジ(Village)の各段階にマネージャーとそのスタッフをおき、その組織で普及活動を実施している。そして末端で農家指導に当たる日本の農業改良普及員に相当する職種は、ビレッジマネージャーであり、ビレッジトラクトマネージャーである。ビルマ国内全土をカバーしているわけではないが、大多数の主要地域にはプロダクション・キャンプ(Production Camp)がおかれ、ビレッジマネージャー、ビレッジトラクトマネージャーはこのキャンプに何名かまとまって駐在し、末端活動に当たっている。タウンシップマネージャー及びそのスタッフは、これら末端普及職員の指導者であり、普及活動の企画及び一部直接農民指導もする。さらに管区又は州のマネージャー及びそのスタッフは、その管下の農業公社職員の指導者であり、日本の専門技術員に当たる職員は、管区又は州オフィスの職員の中にある。

中央農業開発訓練センター(CADTC)は、これら農業公社職員約20,000名のための研修施設である。しかし、ラングーン近在の中央センター1カ所で、この2万人の職員の資質向上をはかる研修をすべて実施することは不可能である。そこで、いきおい、一部の指導者研修に重点をかけ、それらの人達による末端職員の研修指導をはからざるを得ない。そこでCADTC

の行う研修は、管区又は州レベルで行われる地域研修、各タウンシップレベルで行われる地区研修を前提として、企画実施されなければならない。つまり、まず、農業公社全職員の資質向上を目指す全体の研修体系を明確にし、その中でCADTCの果たさねばならない役割を明確にしながら、研修企画に当らなければならないということである。事実、各管区又は州には、大部分、ステートファームを持ち、ここを中心V-3~5日程度の研修が行われているようである。

そこで、R/D締結時、双方で合意されている技術協力対象の研修とは、実務研修(On the Job Training)、専門技術研修(In Service Training)とされたが、そのいずれもが、大多数、管区又は州の職員、タウンシップの職員を対象とするものである。その後、ビルマ語の研修計画を英訳する過程で、当初のOn the JobがIn Serviceとなり、現在では英名の呼び名は逆に使われている。実務研修とは、タウンシップマネージャー以上の職員に対するいわゆる農業公社職員研修であり、技術研修も含まれるが、むしろ一般的研修に主体がおかれている。これに対して専門技術研修とは、管区又は州の職員はもちろん、タウンシップレベルの職員、一部適任者がいればビレッジトラックの職員も対象とし、農業技術の専門コースを定めて研修するものである。このほかに、CADTCでは、農業公社新規採用者研修、庶務会計担当者研修、管区又は州マネージャー研修など企画があるが、本プロジェクトでは普及活動強化のための研修的をしぼって技術協力をすることとなっている。

ところで、いくらCADTCは中央センターであるから指導的職員だけの研修を中心とするとしても、やはり全研修体系の中で中央の果たす役割をふまえなければならない。また、最終的には、直接農民指導に当たる末端職員の資質が向上されて、はじめて農業の生産力や農家経済の向上につながるわけであるから、中央センターでも、末端職員の実態やその研修方法を知らないで、その指導者の研修はできないこととなる。また基本計画では、研修教材の開発が大きな目的の1つとなっているが、この研修教材とは、CADTCで行う研修の教材だけを指しているのではなく、全研修体系の教材を意味している。そこで、本プロジェクトでは、実験的に直接末端職員の研修を実施し、その研修成果を正確に把握するため、その研修生にそれぞれの地区で展示圃を作ってもらおうこととしている。その展示圃は当初4カ所を予定していたが、その後の検討結果、6カ所に拡大され、その6地区からビレッジマネージャークラスの職員を集めて、特別研修を実施する。そしてこの研修を通して、研修教材の開発も行うし、あわせて研修成果を展示圃で具現されるという一種の研修評価方式の実験も兼ねているといえる。

以上のように、R/D附属文書中の基本計画の目的条項を理解し、プロジェクト運営に当たっているが、締結されたR/Dは全文次のとおりである。

(和 文 仮 訳)

中央農業開発訓練センター計画に関する技術協力のための
日本国実施協議チームとビルマ連邦社会主義共和国政府関係
当局との間の討議議事録

国際協力事業団(以下「JICA」という)によって編成され、品田正道氏を団長とする日本国実施協議チーム(以下「チーム」という)は、中央農業開発訓練センター計画に関する技術協力計画の詳細を決定するため1983年6月30日から7月18日までビルマ連邦社会主義共和国を訪問した。

同調査団はビルマ連邦社会主義共和国滞在中、ビルマ国政府関係当局者と上記に述べる計画を成功させるため、両国政府がとるべき望ましい措置につき意見を交換するとともに討議を重ねた。

討議の結果、両当事者は、各々の政府に対し、ここに添附する附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

ランゲーン、 1983年9月19日

(署 名)

日 本 国
国際協力事業団
実施協議チーム
団長 品田正道

(署 名)

ビルマ連邦社会主義共和国
農 業 公 社
総 裁 キーン ウィン

附 属 文 書

I 両国政府の協力

1. 日本国政府とビルマ連邦社会主義共和国政府は、農業技術の適用を通して農業普及に関する訓練を促進し、その結果として農業生産性の改善に寄与することを目的とした中央農業開発訓練センター計画（以下「プロジェクト」という）の実施において相互に協力を行う。
2. プロジェクトは1982年6月30日付交換公文により両国政府間で合意した日本の無償援助に基づき建設される中央農業開発訓練センター（以下「CADTC」という）にて実施される。
3. プロジェクトは附表Iの基本計画に基づいて実施される。

II 日本人専門家の派遣

1. 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府はコロンボ・プラン技術協力計画の通常手続きにより附表IIに掲げる日本人専門家の役務を自己の負担において提供するため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. 上記1項にいう日本人専門家及びその家族は、コロンボ・プラン技術協力計画に基づきビルマ連邦社会主義共和国において専門家活動に従事する第三国に与えられている特権、免除及び便宜に比べ、それに劣らないものを付与される。
3. 上記1項にいう日本人専門家及びその家族は、相互の合意に基づき休暇を授与される。

III 機 材 供 与

1. 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府は、コロンボ・プラン技術協力計画の通常手続きにより附表IIIに掲げる当該プロジェクトの実施に必要な機械、装置及び資料等（以下「資機材」という）を自己の負担において供与するため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. 上記1項にいう資機材は、陸揚の港あるいは空港にてビルマ側当局へc. i. f. 建てにて引渡される時、ビルマ連邦社会主義共和国の財産となる。又、それらの資機材は附表IIに掲げる日本人専門家との協議をもって当該プロジェクトの実施のためのみに使用される。

IV ビルマ研修員の受入れ

1. 日本国において施行されている法律及び規則に従い、日本国政府はコロンボ・プラン技術協力計画の通常手続きにより日本における技術研修のため当該プロジェクトに関係するビルマ人を自己の負担において受入れるため、JICAを通じ必要な措置をとる。

V ビルマ人カウンターパート及び事務職員の役務

1. ビルマ連邦社会主義共和国において施行されている法律及び規則に従い、ビルマ連邦社会主義共和国政府は、附表IVに掲げるビルマ人カウンターパート及び事務職員の必要な役務を自己の負担において確保するため農林省農業公社（以下「AC」という）を通じ必要な措置をとる。
2. ビルマ連邦社会主義共和国政府は、当該プロジェクトに基づき、効果的かつ好結果を生む技術の移転のために附表IIに分類する日本国政府が派遣する個々の日本人専門家に対し、ACを通じ

適格な職員を必要な人数配置する。

VI ビルマ連邦社会主義共和国のとるべき措置

1. ビルマ連邦社会主義共和国において施行されている法律及び規則に従がい、ビルマ連邦社会主義共和国政府は自己の負担において次のものを提供するために必要な措置をとる：

(1) 附表Vに掲げる土地、建物及び施設；

(2) 上記ⅢのJICAを通じて供与される機材以外で当該プロジェクト実施に必要な地方で入手できる機械、装置、工具、車輛、道具、補充部品及びその他の物品の調達もしくは取替；

(3) ビルマ連邦社会主義共和国内において公務出張における日本人専門家に対する交通の便宜及び旅費；及び

(4) 日本人専門家及びその家族に対する適当な家具付住居施設

2. ビルマ連邦社会主義共和国において施行されている法律及び規則に従がい、ビルマ連邦社会主義共和国は次の経費を負担するために必要な措置をとる：

(1) 資機材のビルマ連邦社会主義共和国内における輸送、据付け、操作及び維持に必要な経費；

(2) 資機材に対するビルマ連邦社会主義共和国内で課される関税、国内税及びその他の課徴金；

(3) 当該プロジェクト実施に必要な全ての運営費

VII プロジェクトの管理

1. ACの総裁は当該プロジェクトの実施についてすべての責任を負う。

2. CADTCのプロジェクト・マネージャーはプロジェクトの長としてプロジェクトの管理及び運営に関し責任を負う。

3. 日本人チーム・リーダーは当該プロジェクトの長及びACの訓練実施委員会の委員に対し、当該プロジェクトの実施に係る技術上及び管理上の必要な勧告及び助言をする。

4. 日本人専門家はビルマ人カウンターパート職員に対し、プロジェクトの実施に関する技術上の指導及び助言をする。

5. プロジェクトの効果的な実施のために、附表VIに掲げる機能及び構成による合同委員会を設置する。

6. プロジェクトは、ビルマ連邦社会主義共和国農林省関係の農業機関及び研究機関の密接な協力を得て実施される。

VIII 日本人専門家に対する請求

ビルマ連邦社会主義共和国政府は、日本人専門家のビルマ連邦社会主義共和国内における職務の遂行に起因し、または、その遂行中に、または、その遂行に関連して発生する日本人専門家に対するクレームが生じた場合には、そのクレームに関する責任を負う。但し、日本人専門家の故意または重大な過失により生ずる責任についてはこの限りではない。

IX 相互協議

1. 両国政府は本附属文書から生ずる、あるいは本附属文書に関連する主要事項について相互協議

を行う。

X 協力期間

本附属文書に基づくプロジェクトの技術協力期間は、1983年10月1日から基本的に4年間とする。しかしながら、協力2年目が終了する前に、合同委員会はプロジェクトの実施の進捗に関し両国政府がとるべき措置を考慮しつつ、全般的な再検討を行い、協力をさらに2年間続けるかどうかを決定する。

附 表

I 基本計画

日本の技術協力計画の目的は、農業普及活動に従事するビルマ人カウンターパート職員に対し次の分野において技術の指導及び助言を与えることとする。

1. 中央、地域及び地区レベルの研修体系、研修計画及び研修実施に関する企画、勧告及び評価活動
2. 選抜した地域での高度技術展示圃における研修コースを含む実務研修及び専門技術研修コースの実施
3. 教材の開発及び改善

II 日本人専門家

1. 次の各分野の1人の専門家：

研修指導（研修方法）

研修指導（農業機械）

研修指導（ほ場レベル水管理）

注：上記に述べる専門家の一人は、チーム・リーダーに指名される。

2. 業務調整員

3. プロジェクトの円滑な実施のため、必要が生じた時、相互に合意した短期専門家を派遣することができる。

III 資機材リスト

- (1) 技術指導及び研修のための設備、機械、器具及び工具
- (2) 研究室用資機材
- (3) 視聴覚機材を含む教材
- (4) 車 輛
- (5) 書籍及びその他の必要な印刷物
- (6) 両者で合意するその他の必要な設備、機械、資材及びそれらの予備部品

IV ビルマ人カウンターパート及び職員

- (1) プロジェクト・マネージャー（プロジェクトの長）
- (2) 副プロジェクト・マネージャー
- (3) 講 師
- (4) 補 助 講 師
- (5) 研修指導官
- (6) 補助指導官
- (7) 実習指導官

- (8) は場実習職員
- (9) 視聴覚及び広報職員
- (10) 事務職員及び業務員
- (11) オペレーター、運転手及び労務者

V 土地、建物及び施設のリスト

1. 土地

- (1) ラングーン地区レグ市ザヤット・クウィンにおけるCADTCのための約8ヘクタールの土地
- (2) 訓練展示は場用の約10ヘクタールの土地
- (3) 選抜した地区における展示は

2. 建物及び施設

- (1) ラングーンのAC内の事務所
- (2) 管理棟
- (3) 研修棟
- (4) 作業棟及び倉庫
- (5) 食堂
- (6) 井戸、ポンプ室及び貯水池
- (7) 車庫
- (8) 職員及び労働者宿舎
- (9) ゲストハウス
- (10) 研修生寮
- (11) 他の相互に同意した必要な建物及び施設

注：(1) 上記1に述べる建物、施設、訓練展示は場および選抜した地区における展示は用の土地はACによって対処済みである。

(2) 上記2-(1)から(11)に述べる建物及び施設は、1982年6月30日付交換公文書に基づき、ザヤット・クウィンに建設中である。

VI 合同委員会

1. 機能

合同委員会は少なくとも年1回、また、必要が生じた時開催され、次の作業を行う：

- (1) 本討議議事録の枠内で策定される暫定実施計画にそってプロジェクトの年次事業計画を作成すること；
- (2) プロジェクト全体の進捗状況とともに上記に述べる年次事業計画の業績を検討すること；
- (3) プロジェクトから、または、プロジェクトに関連して生じる重要な申柄に関し、検討するとともに意見交換を行うこと。

2. 構成

(1) 委員長

AC総裁

(2) ビルマ側

(a) AC関係部長

(b) CADTCプロジェクト・マネージャー(書記)

(3) 日本側

(a) チーム・リーダー

(b) 業務調整員

注：(1) JICAが派遣する関係者及びCADTCの他の日本人専門家はオブザーバーとして委員会に出席できる。

(2) AC総裁が委員会に出席できない場合は、ACの代理人が委員会の委員長を代行する。

I-3 長期専門家の着任

本プロジェクトは、R/Dの発効した昭和58年(1983)10月1日に発足した。

しかし長期専門家の第一陣が着任したのは、大幅に遅れて昭和59年(1984)2月4日であった。それは主として日本側B₁フォームに対するビルマ側のアグレマンの遅れによるものである。R/Dによって同意された長期専門家は、研修指導(研修方法)、研修指導(農業機械)、研修指導(ほ場レベル水管理)、研修指導(業務調整)の4名である。このうち1名はチームリーダーを兼ねることになっている。第一陣で着任した長期専門家は次の3名である。

チームリーダー兼研修指導(研修方法)専門家	中 村 成 二
研修指導(農業機械)専門家	松 本 栄 市
研修指導(業務調整)専門家	中 野 久 雄

研修指導(ほ場レベル水管理)専門家については、ビルマ側の要請内容に不明確な点があったので、ひとまずはっきりしている3専門家について先に派遣がなされた。そして先陣の専門家が、さらにビルマ側意向を明確に質し、その回答によって日本側は水管理専門家の人選派遣を行う手筈となった。それは、「ほ場レベル水管理」という領域が、日本ではそのものずばりの専門家は求めにくく、作物栽培学的にこの領域にアプローチする分野と、農業土木学的アプローチの2面があり、ビルマ側ではそのいずれを求めているかが不明確であったからである。そこで着任3専門家が再三にわたってこの点をビルマ農業公社幹部(主として企画部長U Hla Myint O_o及び普及部長U Tin Hlaing)に質し、結局ビルマ側の求めるほ場レベル水管理とは、日本でいう農業土木学的分野からの専門家を求めていることがはっきりした。つまりビルマ側の要請は、大きなダムを作るような本格的土木やさんでない、農業や農地を扱う土木やさんという意味であった。そうであれば日本では農業土木という分野が確立しているし、ほ場レベルの実際的な専門家も多いので、その面からの人選が進められるよう、さっそく事務連絡をした。このことは、ビルマ国には農林省内に「かんがい局」(Irrigation Department)があつて、主な土木工事はここが担当しているが、かんがい局は水源から主要幹線水路までの工事しか担当せず、末端農家のほ場レベルは農業公社の指導にまかされている。そこで農業公社内にも農業土木的素養を持った職員が必要であり、その養成や研修を期待されているという背景もあつたようである。

ビルマ側は、R/Dに規定されている4名の長期専門家については、一括A₁フォームによる要請をすでに前年提出しているので、水管理長期専門家の着任の遅れは、主として日本側の人選の遅れによるものだった。こうして水管理専門家についての日本側B₁フォームも昭和59年8月末にはビルマ側に手交され、これについてのアグレマンは、ビルマとしては異例の速さで翌9月には日本側に示された。そして次の専門家が、10月下旬に着任すべく派遣決定がなされた。

研修指導（ほ場レベル水管理）専門家 成 田 良 一

ところが、成田専門家は日本を出発直前に、身体的理由から出発を延期せざるを得なくなり、さらにその着任が遅延された。そして入院加療の結果、成田専門家は昭和60年（1985）1月31日、ラングーンに着任した。こうしてR/D発効以来、いろいろな理由から規定された全長期専門家が着任したのは、1年4カ月ぶりということとなった。

なお、先に着任した3名の専門家は、CADTCの開所が当初予定の4月から大幅に遅れ、昭和59（1984）9月3日となったので、その間、7カ月はその準備活動に費やさざるを得なかった。それは1つには、新しいプロジェクトであるため、まず専門家自身の生活環境の確保整備が必要であったし、さらには勤務体制の整備確立も必要であった。本プロジェクトの本拠は、ラングーン市から約60km離れたベグーディビジョン境にあるZayatkwint, Hlegu Township, Rangoon Divisionにある。本来なら専門家もこのCADTC敷地内に住んで技術協力することが望ましいが、その生活環境上、日本人が居住することは不可能である。そこで各専門家ともラングーン市内に居住し、CADTCサイトへの通勤を企図した。ところが、ラングーン市内も外国人の居住できる家屋は限られており、住宅条件はかなりきびしいものがあった。業務調整中野専門家は着任当初から家族連れであったので、着任後2週間で住宅を確保したが、他の2人は2カ月半以上かかってそれぞれ住居を定めた。当時の価格で3ベッドルームにリビング、ダイニングルームがあつて月4～5,000Kyat（約132,000～165,000円—1カ年で約1,000Kyat値上がり）の家賃であり、1年前払い制であった。なお使用人は、女中（コック、雑役）、運転手、ガードマン、ガードナーなどを使うのが常識となっている。

このプロジェクトでは、その主体をCADTCサイトに置くが、その位置が農業公社本部とは離れているので、農業公社幹部との接触が絶えずはかれるよう、そして専門家の意見や企画がすぐプロジェクトに反映するように、当初から農業公社内にCADTC事務室が確保されることを意図していた。そこで着任当初、さっそく農業公社内に事務室の要請を行ったが、現状の手狭を理由に事務室の確保ができなかった。当初は宿泊ホテルのロビーを事務室がわりに使って、勤務するような体制であった。そして着任後2カ月余を経て、農業公社は一般民家を6カ月契約で借上げ、専門家のためのオフィスとして提供した。その場所は、No. 10, Ryidaw aye Ave, Kaba aye Pagoda Road, Rangoonであり、インヤレークホテルには近かったが農業公社本部とはかなり離れていた。しかもこのオフィスには日本人専門家だけが勤務し、カウンターパートは農業公社本部につめて、きわめて変則的な勤務体制であった。その後CAPTCサイトも完成し、カウンターパートはすべてそちらに勤務し、専門家農業公社内オフィスも、いくつかの宇余曲折はあつたが、農業公社新庁舎内に確保され、これらの問題は解消されたが、着任当初は一体どのような勤務体制となるのかについて、ずいぶん不安感を持ったものであつた。

また、無償協力の終了に伴い、久米設計事務所、鹿島建設からそれぞれ使用物品の引渡し

なされ、その中でトヨタコロナ1.800CCと日産セドリック2,000CCの2台を、公用車として農業公社から専門家団に提供され、着任後3カ月余をタクシー借上げでまかっていた専門家の足もようやく確保された。また各専門家滞在に伴う各種手続きや、日常業務でのタイピストも兼ね、専門家専用のローカルスタッフを昭和59年4月中旬から採用した。元東銀ビルマ出張所（現在は廃止）勤務のUSOE Nyunt という男で、英語力もあり現地語との通訳としても便利である。

さらに、専門家携行機材は各種の手続きを経て入手できたのが4月20日であり、着任後3カ月弱を要した。ちなみに、各専門家のプライベートカーをはじめとする海送または空送の生活用品も、早いもので1カ月、長いものはやはり3カ月を要して入手した。このようにして、各専門家の生活条件とラングーンにおける勤務体制が一応整ったのは、着任後4カ月目であった。

II 無償資金協力による建物・施設のひきわたし

II-1 無償資金協力による主要建物・施設

昭和57年(1982)3月, 事業団無償資金協力部基本設計課 松岡課長代理を団長とする「基本設計調査団」が21日間にわたって派遣されてから, 工事担当者は久米設計事務所及び鹿島建設と決まり, 着工されたのは同年秋のようであるが, 昭和59年(1984)3月26日に正式に, 日本側工事分の引渡し式が挙行された。この時点で, ビルマ側工事分は一部を残していたが, その後, その工事も完成し農場工事は別として建物・施設については, プロジェクト運営に差支えない状態となった。無償資金協力による主要建物・施設は次のとおりである。

I) 建物		II 大講義室	
I 研修本館		講義室(300人)	324
管理事務室(34人)	166 ^(m²)	ホール, 廊下等	252
所長室	40	計	576
秘書室, コピー室	40	III ワークショップ	
専門家リーダー室	40	事務室(9人)	36
専門家, CP室(16人)	81	教室(40人)	54
研修事務室(20人)	112	農機具庫, 工作室, 熔接室等	240
研修実験室(40人×2室)	324	その他	90
研修準備室	40	計	420
会議室(40人, 18人)	135	IV 脱穀乾燥棟	
広報事務室(20人)	94	脱穀室	72
写真室	90	乾燥場	108
印刷室	94	計	180
図書展示室	184	V 倉庫, ポンプ室, 電気室	
研修教室(120人×1)	202	燃料費	36
(50人×3室)	243	肥料庫	72
(30人×3室)	189	ポンプ室	24
会議室(40人)	94	電気室	48
ホール, 便所, 廊下等	2,002	計	180
計	4,170	VI 渡り廊下	426
		合計(I~VI)	5,952
		以上, 日本側工事分	

VII 労務者宿舎	500
VIII 守衛所	36
IX 食堂	382
X 研修生寮(3棟)	2,295
XI ゲストハウス	312
XII 職員宿舎	1,989
XIII 体育館, 更衣室	864
XIV 渡り廊下	780
合計(VII~XIV)	7,158
以上, ビルマ側工事分	
総計	13,110
2) 主要機材	
i 生物実験室	
双眼実体顕微鏡	5
顕微鏡	50
解剖セット	50
電気オープン	4
写真引伸し焼付け機	1
滅菌機	2
上皿天秤	2
自動湿度計	3
ドラフトチャンパー	2
発芽機	1
比重計	20
PHメーター	5
解剖顕微鏡	4
防毒マスク	1
動力噴霧機	1
乾燥機	1
キャリーボックス	1
脱イオン水製水装置	1
オートスティール	1
雨量計	3

風力計	3
最高, 最低温度計	20
気圧計	20
温・温度計	2
日照記録計	2
実験台	8
戸棚	3
天秤台	1
百葉箱	1
教師用実験台	1
ii 化学実験室	
ホットプレート	3
電気オープン	2
篩セット	2
自動篩機	1
自動振とう機	1
アスピレーター	1
掃除機	1
戸棚	5
PHメーター(2種)	4
電気電導度計(2種)	3
分光光度計(2種)	2
分析用精密秤り	2
両皿天秤(2種)	4
冷蔵庫	3
脱イオン水製造装置	1
オーストケイル(2種)	2
遠心分離機	1
土壌攪拌機	1
土壌温度計	8
台秤り	2
計算機	4
定温機	2

光学顕微鏡	2	ノズルテスター	1
解剖顕微鏡	2	シリンダーゲージ	1
中央実験台	8	マイクロメーター	1
天秤台	2	ヴァージュアカリパー	1
顕微鏡台	1	ツールスタンド	1
乾燥機	1	パーツカート	1
糖度計	1	ドリルマシン	1
土壌置換塩基測定装置	1	研磨機	1
教師用実験台	1	電動ドリル	1
iii 農業機械		コード巻取り機	2
トラクター	1	タイヤ圧力ゲージ	2
ディスクハロー	2	スタンダード, シックネスゲージ	1
ディスクプラウ	2	スクリュウ, ピッチゲージ	2
コンバイン	1	バッテリーテスター	1
籾摺機	2	オイル交換機	1
コーンシェラー	3	バッテリー比重計	1
酸素アセチレン溶接機	1	部品洗浄台	1
エアジャッキ	3	工具箱	1
コンプレッサー	1	電気ハンダごて	1
旋盤	1	タップ・ダイセット	1
エンジン・サービス・ジャック	1	IV かんがい用機材	
ハウス・ジャック	1	井戸用ポンプ	3
エンジン・アナライザー	1	井戸用コンプレッサー	3
バック・ソー	1	井戸用パイプ	(m) 300
切断機	1	ドリップかんがいノズル	(ha) 1
修理用工具セット	2	かんがい用パイプ	(m) 1,000
ディーゼル発電機	1	V 事務用器機	
テスター	1	コピーマシン	3
背負式動力噴霧機	15	オフセット印刷機	1
工具棚	3	平板作製機	1
芝刈機	5	タッグプリンター	1
油圧カーラー	2	タイプライター	3
可動式クレーン	1	電動タイプライター	3

プラスチック用製孔機	2	VI 視聴覚器材	
電動ホッチキス	3	テレビジョン	1
スライド現像装置	1	オーバーヘッドプロジェクター	3
裁断機	1	スラドプロジェクター	3
製本機	1	スタンドスクリーン	3
写真焼付機	1	ポータブルテープレコーダー	3
カラー写真現像焼付装置	1	ムービーカメラ	2
引伸機	1	カメラと付属品	2
カメラ	1	映写機	1
計算機	5	音響装置一式	1
騰写原紙コピー	2	撮映機 (16 mm)	1

II-2 無償資金協力による建物・施設の引渡し式

昭和59年(1984)3月26日、久米建築設計事務所、鹿島建設株式会社の手によって完成された無償資金協力による建物・施設の引渡し式が、ビルマ農業公社主催で挙行された。その模様は次のとおりであった。

- 1) 日 時 昭和59年(1984)3月26日 午前9時から11時まで
- 2) 場 所 中央農業開発訓練センター講堂(トレーニングホール)
- 3) 出席者 日本側 駐ビルマ日本大使、参事官、農林関係一等書記官

事業団ラングーン事務所職員

C.A.D.T.C日本人専門家全員

ビルマ側 農林副大臣、農林省大臣官房スタッフ

農業公社総裁、同企画部長

C.A.D.T.C関係スタッフ

工事関係者 久米建設設計事務所専務ほか関係者

鹿島建設株式会社常務ほか関係者

ビルマ建設公社関係者

- 4) 式次第 (式進行-プロジェクトマネージャー U Tin Aung)

- i 一同着席
- ii 式次第説明(U Tin Aung)
- iii 農業公社総裁 U Khin Win あいさつ
- iv 塚本日本大使あいさつ
- v 日本大使から農業公社総裁へ鍵類の手交

VI 農業公社企画部長, U Hla Myint Do 経過報告

VII 日本大使及びビルマ農林副大臣によるセンター内査察

VIII 出席者の懇談

IX 解 散

当日の引渡し式は、ビルマ側主催で農業公社総裁名の招待状が各所に出され挙行された。このような挙式の準備、手順については、ビルマ側もかなり力を入れ、盛大なものであったと同時に、この種行事に対するビルマ側の対応は、かなりしっかりしたものであると感じた。当日は農林大臣が不在のため副大臣の出席であったが、これに対応して日本側も大使自ら出席され、日本側のこのプロジェクトに対する熱意を示すことができた。また、ビルマ側関係者は、一様に建物施設の立派さに称賛のことばを発していた。

Ⅲ モデルインフラ整備事業による展示圃場の工事

Ⅲ-1 展示圃場工事のいきさつ

中央農業開発訓練センターへの無償資金協力とプロジェクト方式技術協力の要請を、ビルマ側から日本側になされた当初から、本施設に展示及び研修圃場を併置することは計画されていた。そして本プロジェクトに対するフィージビリティを確認のため派遣されたコンタクト・ミッションがビルマ側と協議する過程の中で、ビルマ側の技術協力要請内容の1つに、「デモンストレーション圃場におけるインフラ施設工事」が含まれていた。次いで昭和57年2月に派遣された「事前調査団」は、かなり具体的な研修用展示圃場の利用計画案を作ってビルマ側と協議し、その必要性を確定した。

昭和57年3月、基本設計調査団が派遣されて、中央農業開発訓練センターの基本的設計が出来上がったが、この時点では水田圃場と畑地圃場に分けて2カ所に展示圃場が設置される予定であった。もともと本施設の用地は、ゴム園を中心とした農業公社所有地、約18haがあてられ、このうち建物敷地約8ha、圃場面積約10haが計画された。そして水田5ha、畑地5haの展示圃場とすることとし、水田はラングーン-ペー国道沿いにもともと水田利用されている土地5haを予定し、短辺100m、長辺500mの展示水田が計画された。そして畑地は建物近接地のゴム樹伐採地を予定し、全体設計がなされた。

その後、昭和58年3月、第1次実施協議調査団が派遣された際、ビルマ側との検討の結果、研修展示圃場をMain圃場とSub圃場に分け、基本設計調査団が定めた水田圃場は研修センターから離れたもとの天水田で、近代施設をする水田としては不適當であるという理由から、Sub圃場として扱うこととし、改めて水田も畑地も含んで研修センター地続きに、研修展示圃場計画を作り直している。その計画は次のとおりである。

1) Main圃場の構成

展示圃区(畑)	0.8 ha
水田圃区(田畑輪換田)	4.0 "
" "(一般田)	2.2 "
畑圃区(一般畑・果樹)	3.0 "
計	10.0 "

2) Sub圃場

水田(既存の改良田)	5.0 ha
合計	15.0 "

これらの過程を経て、昭和58年(1983)8月17日から9月20日まで、約1カ月間、農水省北陸農政局建設部、能嶋設計課長補佐を団長とする一行4名の「訓練展示圃場実施設計

調査団」が派遣された。この調査団によって訓練展示圃の本格的実施設計がなされたが、それによると、ほぼ1.0 haの研修センター敷地内の圃場についてだけ設計されている。その概要は次のとおりである。

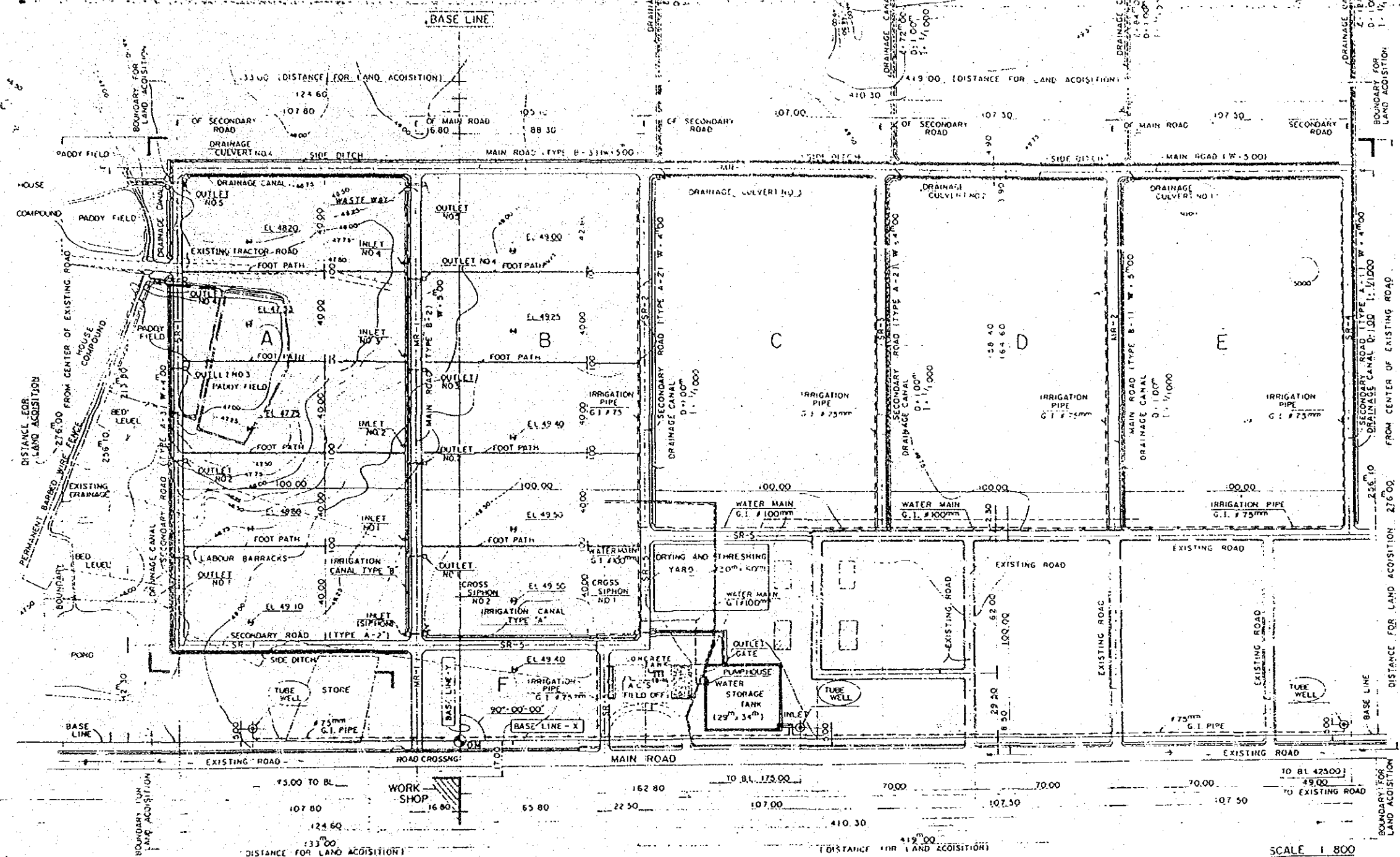
- 1) 水田
 - i) Aブロック 100 m×40 m×5枚=2 ha 一般水田、天水もしくは重力式かんがい。
 - ii) Bブロック 100 m×40 m×5枚=2 ha 田畑輪換田、水田時は重力式かんがい。畑時は、畝間もしくはスプリンクラーかんがい。
- 2) 畑地 100 m×160 m×3枚=4.8 ha、C、D、Eブロックとし、1ブロック1枚の畑地、畝間もしくはスプリンクラーかんがい施設を付設
- 3) 展示圃 Fブロックとし、0.3 ha田畑輪換、スプリンクラーかんがい施設を付設
- 4) かんがい施設 3カ所の深井戸からポンプ揚水85.0 m³の貯水池に貯水、スプリンクラー使用区へはパイプ配管、圧送ポンプで送水、また同時に重力式かんがい区の水田へは、用水路、排水路の付設
- 5) 道路 幹線は5 m幅、4 m幅のラテライト舗装、支線は4 m、3 mラテライト舗装

この全体工事費の積算は、日本円で86,976,000円となると報告された。そして調査団が帰国後、モデルインフラ整備事業で予定している予算額とかなり隔たりがあつて、種々協議が重ねられた。そして予算の範囲でB、C、Fブロック圃場造成工事及び道路工事、深井戸を除いて集水貯水施設、送水施設等を担当し、他はビルマ側工事にまかされることとなつた。そして株式会社、三祐コンサルタントの工事監理のもとに、鹿島建設株式会社が工事を担当することとなつた。その全体設計は第1図のとおりである。

1

CADTC Project

GENERAL PLAN OF TRAINING AND DEMONSTRATION FARM.



SCALE 1:800

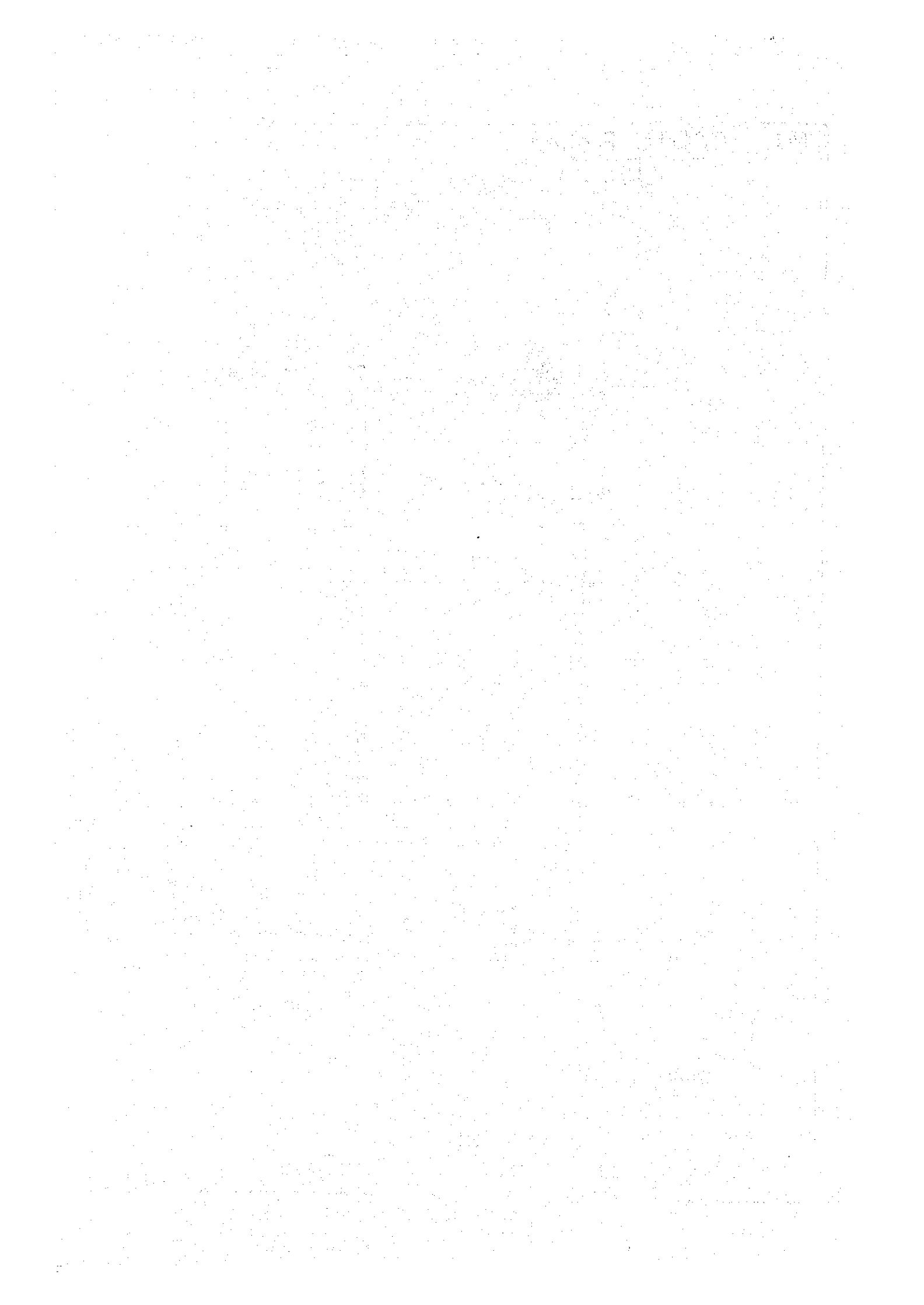
- *NOTE
- (1) ALL THE DIMENSIONS ARE GIVEN IN METERS UNLESS OTHERWISE SPECIFIED
- (2) ALL THE ELEVATIONS ARE INTRODUCED FROM T.B.M. (E.L. 50.00) AND GIVEN IN METERS
- (3) THE DATUM HEIGHT OF ALL THE ELEVATIONS IS T.B.M. WHICH HAS BEEN SET ON SITE AS WELL AS THE BASE LINES AS SHOWN IN DWG NO. 02

THE CENTRAL AGRICULTURE DEVELOPMENT TRAINING CENTRE PROJECT (C.A.D.T.C. Project)

GENERAL PLAN OF TRAINING AND DEMONSTRATION FARM

DWG No. M-01 SCALE 1:800

UNEP INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY



III-2 展示圃場の工事とその引渡し

昭和59年(1984)3月5日、事業団ラングーン事務所で武田所長主催のもとに、はじめて展示圃場工事の打合会が持たれた。その以前から工事請負人の鹿島建設はすでに工事担当者を派遣していたが、ビルマ側の工事下請が決まらず、ほとんど1カ月間を無為に過していた。また同年3月3日に、事業団は株式会社、三祐コンサルタントから平塚工事監督員を派遣し、着任していた。そこで当日は武田所長のほかに、平塚工事監督員、鹿島建設から関係者2名、専門家3名が出席して、日本側での展示圃場工事促進のための打合会がもたれた。そして席上、工事下請のビルマ国農林省かんがい局(I. D.)と鹿島建設との契約交渉が難行していること、農場及びその付帯施設予定地にゴムの立木、その他の障害物があること、ビルマ側工事にまかされていた井戸の位置が設計図と異なり、配管等設計変更が必要なこと、800万円の子算追加に対する工事内容をどこにするか、などの問題提起がなされた。

展示圃場工事準備として農業公社側がなすべき立木や障害物の除去については、専門家もその督促ができるので、直ちにプロジェクトマネージャーにその旨強力に申入れを行ない、平塚工事監督員とともに、3月9日、工事予定と合わせてどの部分はいつまでに除去するかを確約した。その結果、3月19日に現場確認をした際には、一部固定的障害物を除いて、ほぼ着工可能な程度まで作業が完了した。しかし依然として鹿島建設とI. D.との下請交渉が進展せず、それはむしろ農業公社とI. D.との連絡に問題があったようである。こうして着工できずにさらに1カ月近くが無為に過されたが、ようやく契約手続きとは別に、3月25日I. D.が25名の作業員を現地に送り事実上の着工ができた。そして数日後の3月28日に鹿島建設とI. D.との下請契約が成立した。当初、3月31日工事完成の契約で鹿島建設は展示圃場工事を請負っていたが、いろいろな手続きの遅延から工事完成日間にようやく着工がなされた現状であった。そこで当然、工事期間の延長申請がなされ、6月末工事完成の手続きがなされた。このことは、当初、すべての工事を3月31日までに完了し、4月1日、研修センター開所のプロジェクト計画を、大幅に遅らせる一因ともなった。

ところで、ビルマ側工事にまかされていたかんがい水源の深井戸について、その工事は建設公社(C. C.)が実施、農業公社側はほとんどその揚水量その他に関するデータを持っておらず、今後の農場運営上にも、水中ポンプ掘付工事のためにも、そのデータはぜひ必要であるので、農業公社からC. C.にデータの提出を求めるよう強く要請をした。また、満足すべきデータが求められない時も予測して、揚水量試験に必要な器具についても農業公社に準備するよう申し入れた。そんなことから、3カ所の1つの近くで、農業公社自身が研修のため試掘した井戸に関するデータの説明を、その試掘者から聞くことができたが、それは実際の深井戸とは規模も異なり場所も違ったところのものであった。また、C. C.から農業公社がとりよせたデータは、1カ所の深井戸の地質データのみで揚水量については全く明らかにされていなかった。

そこで農業公社自身で3カ所の深井戸について揚水テストをし、しっかりデータを把握するよう助言し、必要器材を集めるよう要請した。しかし揚水のためのエアコンプレッサーは、ラングーンから離れたところに1台あったが、それを運ぶことは大変困難であった。幸い三角どきは三祐コンサルタント所有のものがあつたが、結局、揚水テストをポンプ据付以前に実施することはできなかった。

なお、この揚水試験は展示圃場工事をさまたげてはならないので、工事の進展をまって水中ポンプが据付けられてから、多少の危険はあるがそのポンプを使って行わざるを得なくなり、鹿島建設とも話合っていたが、そうこうするうちに雨季が到来し、一部工事完成前にテストをしてみたが、その時点ではさしたる試験の意味がなくなり、やむなく揚水試験は来乾季末まで延期せざるを得なくなった。しかし、この3深井戸については、データはないが、その後使用してみて幸いなことに水量は今のところ順調なようである。

一方、展示圃場工事は、4月、5月の乾季中にその区画や道路など順調に進展した。今回の展示圃場工事は、前述のとおりB、C、Fブロックの圃場造成と、その周辺道路及びかんがい施設である。そして工事監理者である株式会社三祐コンサルタントは、3月に平塚工事監督員を送り4月初めに帰国したが、6月に入って新たに倉員監督員が派遣されてきた。Bブロックは田畑転換田であるが、もちろん新規開田で、大方の土質土壌の観察を裏切ってきわめて水持ちの悪い水田となった。数時間で漏水してしまう。またBブロックは5枚の水田に区切られているが、そのうちB4、B5の圃場は、表土を道路の土盛りに使われてしまい、心土がすべて露出した水田となった。また周辺道路は、幹線5m、支線4mの道路に、それぞれ4m、3mのラテライト舗装がなされたが、5月下旬からの雨季にわざわざいされて、鎮圧が不十分となってしまった。また路肩の雨水浸蝕が激しい。これらいくつかの欠陥について倉員監督員を中心に対策協議を行い、現地対応できるものは専門家サイドで、他は事業団本部へ報告してもらうこととする。こうして6月21日、倉員監督員立会いのもとに鹿島建設は工事検査をうけ、同日、完成圃場と、かんがい施設、ポンプ施設を正式に農業公社に引き渡した。これによって、C、A、D、T、Cサイトにおける日本側工事はすべて完了し、農業公社側への引渡しが終わったことになる。

なお、展示圃場全体設計は、このほかにA、D、Eブロックの圃場造成及び道路、かんがい施設が残されたが、これらはすべてビルマ側工事にまかされることとなり、鹿島建設の下請をしていたI、D、が引きつづき工事をする事となった。そしてD、Eブロックについては畑地造成のため、6月末にはその周辺道路も含んではほぼ完成したが、スプリンクラーかんがいのためのパイプ配管は、ビルマ側で資材入手困難もあって先送りとなった。またAブロックについては、Bブロック排水を使ったかんがいは可能であるが、むしろ天水田として設計されており、かなり高低差のある水田となるためその工事はすべて6月以降に持ちこされた。なおこの工事も農業公社予算でI、D、が実施することとなっている。

IV 計画打合せ調査団の来緬と第1回合同委員会の開催

IV-1 計画打合せ調査団の来緬とそれまでの経緯

3月末、すべての無償資金協力による建物施設は農業公社側に引渡され、その後遅延していた農場工事も完成して6月末にはその引渡しも完了した。当初は4月に研修センターを開所する計画であったが、農場工事などの関係から開所が遅れざるを得なかった。しかしこの間に開所と同時に開始すべき研修計画やその課程を準備しなければ、開所もできないこととなる。もともと、本プロジェクトは昭和58年(1983)10月にR/Dが発効し、なるべく早い時期に長期専門家が着任して、昭和59年(1984)4月の開所予定までに実施研修の準備を完了する予定であった。それがすでに専門家着任が4カ月も遅れ、当初計画が大幅に遅延していた。そんなこともあって着任した専門家にとっては、早くこの研修準備に入らねばならないという焦燥感にかられた。しかし当初紹介された6名のカウンターパートと専門家の勤務地が全く離れて、その連絡も思うようにならず、再々にわたって研修準備に入るよう申し入れを行ったが、ほとんどその作業に入れないでいた。

そんな中で、農業公社総裁アドバイザーと称するU Hba Tinが中心になり、全カウンターパートと専門家を集め、CADTCプロジェクトに関する勉強会が2回ほど持たれた。この席で、CADTCの果たすべき役割の確認と、R/D時提案されていた各種研修コースの優先順位、研修評価に使うデモファーム設置候補地などの討議がなされた。この会合ではじめて各カウンターパートは、このプロジェクトの全容にふれたらしく、その後プロジェクトマネージャーU Tin Aungが独自で研修センター開始時研修は、Divisional Manager級研修とし、その研修でCADTCの紹介も兼ね、今後の研修生の推せんや派遣も依頼したい旨、提案があった。

このような過程はあったものの、その後何の音沙汰もなくいたずらに時が経過し、いつ研修センターが開所されるのやら見当もつかなかった。そこでR/Dに明記されている研修実施委員会(Training Implementation Committee)の開催を強く要請し、ようやく7月3日に、企画部長U Hla Myint Oo、普及部長U Tin Hlaingと6名の全カウンターパート、全専門家が出席し、普及部長室で第1回TICが開かれた。この会合は、あらかじめ専門家側で討議したい議題を準備し、それを事前に手交しておき、彼らの中でまずそれを検討し、その回答をわれわれに示すような形で会合が持たれた。つまり双方からいろいろ意見を出して話し合うといった会議の形式は、きわめてとりにくい対応である。TICの必要を強調すると、どんなアジェンダがあるのかと問われ、それについてビルマ側の対応を協議してから、われわれとの会合を持つような形でしか、会合が開かれなかった。当日のアジェンダとその回答は次のとおりであった。

1) 各研修コース別研修実施計画作成の促進

回答 目下研修コースの協議中であるので、もう少し待ってほしい。

2) 普及員研修に伴い設置するデモサイト (R/D時話し合われたときは、デモプロットと呼ばれたが、ビルマ側の要請で以降デモサイトと呼ぶこととする。) 候補地の決定

回答 計画では4カ所であるが、それでは少ないので増設をしたい。その場合の経費はビルマ側で負担する。なお具体的候補地名は目下協議中であるので、もう少し待ってほしい。

3) CADTC農場管理計画の作成促進

回答 目下、プロジェクトマネージャーのもとで作成中であるので、でき次第、専門家にも示す。

4) 研修教材の開発と準備の促進

回答 よくわからないので、どうぞよろしくたのむ。

5) 短期専門家の要請計画作成

回答 一応、プロジェクトマネージャーから必要と思われる短期専門家の専門領域を2、3あげられたが、それを要請するかどうかの決定には至らず。

6) カウンターパート研修への派遣計画

回答 研修領域について、2、3希望が出されたが、派遣決定をするかどうかは決まらず、そのままになる。

7) 供与機材要請内容の決定

回答 どうぞよろしくたのむ。とくに希望はない。

8) プロジェクト管理の方法として、R/DにあるTICや合同委員会開催の定例化

回答 合同委は総裁もメンバーであるから年1回程度とし、TICは関係部長(企画及び普及部長)も出席し、全カウンターパート、専門家と月1回程度、開くようにしたい。なおカウンターパートと専門家だけの会合も週1回程度開く。それは、とりあえず、プロジェクト・マネージング・ミーティングとしよう。

9) カウンターパート及びCADTCスタッフの配置方促進と、カウンターパート分担の明確化

回答 人員の充足は極力早期に実現する。カウンターパート分担は、双方で話し合っ

10) その他 (Aブロック農場工事, D, Eブロックかんがい水配管工事を引きつづきビルマ側で継続することについて確認。)

そして、当日は7月下旬、CADTC開所式開催をめどに、すべての体制を整え準備を進めるよう相互に確認された。そしてその旨、直ちにリーダー名で事業団本部に事務連絡をした。

ちょうど、そのころ、計画打合わせ調査団の派遣が決定され、当初はCADTC開所式に合わ

せて、その調査団の派遣がなされることが望ましい旨連絡をしていた。しかし、その後、農業公社内の協議でCADTC開所式は、ととも7月下旬には不可能である旨知らせがあり、それは、スタッフ配置、当初研修生の人選など、人事の決定に時間のかかることが主な原因であるとのことであった。そこで再度そのことを連絡したが、もともと調査団の派遣は、CADTC開所式のためのものでなく、プロジェクト計画全体の促進を目的とするものであるとのことから、予定どおり7月下旬に調査団が来緬することとなった。そして7月26日から8月6日まで、農林水産省農蚕園芸局普及教育課普及指導官、粕谷和夫氏を団長とする一行4名の「計画打合わせ調査団」が来緬した。準備不足を理由に、CADTC開所の見通しが遅延されていたので、ビルマ側のプロジェクト促進への取組みを督促し、確実なものとするために、この調査団の派遣はきわめて時宜を得ていた。調査団の構成は次のとおりであった。

団長(総括)	粕谷和夫	農林水産省農蚕園芸局普及教育課普及指導官
水管理	川嶋久義	農林水産省東海農政局計画部地域計画課 水利計画官
研修計画	寒川幸一	農林水産省農蚕園芸局普及教育課組織係長
業務調整	藤田雅史	国際協力事業団農業開発協力部農業技術協力課

IV-2 第1回合同委員会の内容

調査団は予め準備してきた調査項目をもとに、精力的に活動した。一通りの表敬活動のあと、CADTCサイトの現地調査、現地スタッフとの協議、デモサイト候補地マグIへの現地調査、農業公社幹部との打合を経て、第1回合同委員会に陪席した。この調査団の成果は、この合同委員会の記録に集約される。

合同委員会議事録

期 日 1984年8月3日
 時 間 午前10時から12時10分まで
 場 所 農業公社会議室
 出席者

司会進行

U Hla Myint Oo 農業公社企画部長

構 成 員

ビルマ側

U Ohn Saing 農業公社調達供給部長

U Chit Saing 農業公社普及部副部長

U Aye Kyaw	農業公社会計部副部長
U Pe Maung Thein	農業公社農業研究所副所長
U Hla Shwe	農業公社農場生産部副部長
U Tin Aung	プロジェクト・マネージャー
日本側	
中村 成二	専門家チームリーダー
オブザーバー	
粕谷 和夫	計画打合わせ調査団々長
川嶋 久義	計画打合わせ調査団員
寒川 幸一	" "
藤田 雅史	" "
高島 俊政	国際協力事業団ラングーン事務所
松本 栄市	研修指導(農業機械)専門家
U Thaung Htun Hlaing	農業公社企画部副部長

1) 当面の研修実施計画について

- ・研修開始時期は来る9月3日とし、第1回研修は、管区もしくは州のマネージャー及びそのスタッフ60名を対象に、約2カ月間、業務研修(On the Job Training -後にIn Service Trainingと呼びかえられる。)を実施する。
- ・この研修対象は全部で300名あり、それを5コースに分けて実施する。そのうち3コースは年度内に実施するが、残り2コースは翌年度に実施する。
- ・第1回研修には、CADTCカウンターパートも研修生として参加し、以後その体験をふまえて、他の研修運営に当る。
- ・今年度実施計画の専門技術研修は、1984年11月に開始する。
- ・農業普及員特別強化研修は米作基本コースから始め、この研修履修者はそれぞれのタウンシップにもどって、デモサイトを設置し、履修した普及技術の普及指導に当る。この研修については、別にカウンターパートと専門家が協議する。

2) デモ・プロット (Demonstration Plots -ビルマ側ではDemo Siteと呼ぶ。)

次の地域にデモ・プロットを設ける。

ヘンザダ	Henzada, Irrawaddy Division
マグエ	Magwe, Magwe Division
タトーン	Thaton, Mon State (のちにタッコンTatkon, Mandalay Divisionとさしかえられる。)
アングバン	Aung Ban, Shan State

セゴン Thegon, Pegu Division

レグー Hlegu, Rangoon Division

なお、R/D当初はデモ・プロット4カ所案でプロジェクトが発足していたが、この委員会では6カ所に設置が認められた。

3) 日本人専門家の派遣要請について

i) 長期専門家について

すでに要請している水管理専門家の技術内容については、次の6項目を要請する。

- (i) 生育段階に応じて作物ごとの要水量についての技術的助言及び指導
- (ii) 生育段階に応じて作物ごとの水管理の方法についての助言及び指導
- (iii) 末端かんがい施設の計画、設計についての助言及び指導
- (iv) 末端かんがい施設の維持管理についての助言及び指導
- (v) 上記事項のマニアルの作成
- (vi) その他

ii) 短期専門家

次の専門家を要請する。

- (i) 稲作物生理
- (ii) 視聴覚的手段

その期間、時期については、専門家と別に協議するが、A₁フォームは1984年8月末までに提出する。(実際には提出されなかった。)

4) カウンターパートの配置について

ビルマ側で、1984年12月末までに、全CADTCスタッフの発令をするよう最善の努力をする。

5) 供与機材について

今年度供与機材のリストアップは、1984年8月までに終り、A₄フォームは9月中旬に提出する。(A₄フォームは実際には、翌年3月まで持ちこされた。)

6) 日本への研修生の派遣について

派遣に係わるA₂ A₃フォームは、1984年9月末までに提出する。要請する研修領域は次のとおりとする。

- i) 研修管理
- ii) 農業機械
- iii) 農業経営

(実際には、農業経営についてのみA₂ A₃フォームが翌年3月にやっと提出され、年度内研修実施に関し合わず、すべて翌年度に繰越された。)

7) プロジェクト運営経費について

本年度ビルマ側の持つプロジェクト運営に係わる経費は、1984年8月末までにJICA本部へ提出する。同時にJICAは、本年度の技術協力全予算額をできるだけ早くビルマ側に知らせること。

V CADTC開所式とプロジェクト運営調査団の来緬

V-1 CADTC開所式と第1回研修の開講

計画打合わせ調査団陪席のもとに第1回合同委員会で、CADTC開所は9月3日と確約されたが、調査団帰国後、ビルマ側の動きも急に活発になった。とくに農村大臣U Ye Gavng, 総理大臣 U Maung Maung Kha が相次いでCADTCサイトを訪れ、とくに首相からは、「これはすばらしい施設だ。これだけの施設を使いこなすために、必要ならオーディオ、写真、印刷等に情報局から要員を回わしてもよいし、さらに日本にもっと専門家を依頼して、十分指導をうけるように、そして一日も早い開所が望ましい。」という趣旨のコメントがあったという。これをうけて、その後農林大臣は自らCADTC開所及び研修開講に向けての準備に陣頭指揮をとり、単独で数回CADTCを訪れている。こうして8月20日ごろには、CADTCサイトにもその運営要員が一挙に30名以上充足され、急速に研修開始体制が整ってきた。

一方、開所式が遅れた理由の1つに、研修生の選考があったが、当初研修として企画された業務研修の対象は、タウンシップ以上の職員約2,000名の中から研修対象を600名にしぼり、これらの対象に総裁や主要部長などが自ら面接を実施して、約300名の研修生を定める作業を実施していた。とくに第1回研修の対象60名の人選には力を入れ、各管区または州の農業公社事務所スタッフを中心に、農業公社の持つ各種農場のマネージャー級、各種プロジェクトのマネージャー級、それにCADTCのシニア級スタッフも加えて研修対象とした。そしてこの研修履修者から新たにCADTCスタッフの充足もしていく旨説明もあった。

さらに、第1回研修講師陣も、農業公社幹部はもちろん、農業研究所研究スタッフも総動員し、農業公社総裁アドバイザーのU Hba Tinが中心になり、講師打合会も数回開かれた。そして各種プロジェクトでは技術協力している外国人も講師として予定し、日本の専門家もそれぞれ講師依頼をうけた。こうして研修準備の方も、開所式にむけて着々と進んできた。しかしこの間、ビルマ側の準備は、すべて開所式と第1回研修にだけ集中し、そのあとどうするかはほとんど考えられていなかった。そして第1回研修は大物研修であり、これに全勢力をかけて成功させれば、あとはどうにかなるといった姿勢の研修準備であった。

このようにして、昭和59年(1984)9月3日、午前9時から、CADTCトレーニングホールで、CADTC開所式と第1回研修開講式が兼ねて挙行された。当日はプロジェクトマネージャーU Tin Aungの司会進行のもとに、農林大臣自らの式辞で式を終わった。式そのものはすべてビルマ語で行なわれ、40分ですべてが終了する簡単なものであった。日本側も農業公社の要請もあって塚本大使、元杉農林水産関係担当一等書記官、それに専門家が出席し、ビルマ側は、ラングーン管区及びレグータウンシップのピープルカウンセル議長、農林大臣、農林副大臣、官房長官ほか農林省幹部、農業公社総裁、関係主要部長、農業研究所長、

それに第1回研修生60名とCADTCスタッフが参加した。式後お茶の接待があつて、この際はじめに各専門家は農林大臣に紹介された。

式終了後、研修生はオリエンテーションをうけ午前中を終って午後早速、農業公社総裁 U Khin Win が自ら3時間の講義を実施した。この研修は日本語で業務研修と訳されたもので、英語では On the Job Training とされていた。もちろん彼らの間でのビルマ語では統一して用語が使われていたと思うが、当初手をつけた研修がこのコース1つだけのこともあり、続いて技術協力の対象とはなっていないが新任者研修が企画されており、このコースは当然英語で Pre Service Training となるので、いつの間にか、実施している業務研修が In Service Training と呼ばれ、R/D 締結時日本側と合意しており、第1回合同委でも使われていた用語と異なってしまった。そして途中で彼らもそれに気がついたらしく、今後、業務研修を In Service と呼びたい旨申入れがあつた。そして以前 In Service (日本語では専門技術研修と呼ぶ。)と呼んでいた研修コースを、On the Job とすることとし、その旨事務連絡をした。

この研修は、農業公社職員の責務とか、農業公社の実施している業務内容等を広く伝達する内容が中心で、研修内容についての専門家への相談は全くなかつた。むしろ農業公社幹部の間でねられ、一方的にその実施を命令されたような形であつた。そして専門家には各1回(3時間)ずつの講義依頼があつた。そして総裁アドバイザー U Hba Tin が70才を越える高令であるが、全期間泊まり込んで直接指導した。日課表をみると次のとおりである。

5:00	起床
5:30~6:00	体操・運動
6:30~7:30	朝食
7:30~10:30	農場実習または実験室実験演習
11:00~12:00	昼食
12:30~15:30	講義
16:00~17:00	農場実習
17:00~18:00	自由時間
18:00~19:00	夕食
19:30~21:30	討議
22:00	就寝

このように、早朝から夜までぎっちりつまつた日課表で、これを毎日きちんと繰返えしかなりきびしい研修態度であつた。そして時々ペーパーテスト、口答試問、さらには講義のノート

提出までさせて研修生評価が行われていた。各専門家はそれぞれ1回ずつ講義を担当し、中村専門家は「日本の農業改良普及事業とそのすすめ方」、松本専門家は「日本の農業機械化の現状」、中野専門家は「日本の稲作」について実施した。

10月26日、この研修の閉講式が行われたが、農林副大臣が出席して表彰を行い、農業公社総裁から全員に修了証書が手交された。このような儀式については、かなり定着した形式を明確に持っており、実施者も参加者もこれらに慣れているようである。そして、CADTC研修に大きな期待を持つと同時に、これを重要視していることを、このような儀式で表現しているようである。また、農業公社職員研修に大臣や副大臣が出席するということは、ビルマ側のこのプロジェクトに対する態度表現であるという説明もうけた。同時に開所式はもちろん、閉講式もいちいち新聞発表がなされていた。

この研修履修者は、その後昇進が約束されており、またCADTCスタッフとしても何人かが異動された。つまりこの研修は、農業公社幹部職養成研修として位置づけられていることが、その後の措置で明確になった。なお、この研修は、当初計画どおり60名ずつ5日にわたって、確実に実施されている。

V-2 プロジェクト運営調査団の来緬

10月8日、国際協力事業団山極理事を団長とする「プロジェクト運営指導調査団」が来緬した。この調査団は、複数分野の農林業務プロジェクトを横断的に巡回し、主としてプロジェクト運営の面から専門家との意見交換をし、また相手国関係機関とも必要事項を協議し、プロジェクト運営の改善に資することを目的としていた。そしてビルマ国では、とくにCADTCプロジェクトをめぐって来緬し、3泊4日の強行スケジュールを精力的にこなした。調査団の構成は次のとおりであった。

団長	山極栄司	国際協力事業団理事
団員	成宮清介	外務省経済協力局技術協力課外務事務官
”	菊地雅夫	農林水産省経済局国際協力課海外技術協力室長
”	橋口次郎	国際協力事業団農業開発協力部農業開発課長
”	大川義清	国際協力事業団農林水産計画調査部農林水産計画課長

この調査団からは、予め「プロジェクト運営等に関する質問表」が示されており、その回答と別にプロジェクトの現状資料を作成して調査団に対応した。たまたま調査団来緬の翌日は、10月9日で仏教徒の日に当たり、ビルマ仏教徒にとっては最重要の日といわれ、もちろん国民休日でもあった。従ってこの日はCADTCサイトの訪問日と定め、現地職員には無理をいってその対応をしてもらった。この日調査団は、CADTCサイトへの途中、Hlegu タウンシップ

のプロダクション・キャンプを訪問し、当国農業改良普及事業の第一線の様子を視察し、CADTCサイトでは、プロジェクトマネージャーU Tin Aung、総裁アドバイザーU Hba Tinから現状の説明をうけた。そして施設見学をすませ、帰路途中で収獲調整センター（PTACプロジェクト）現場にも立寄って来緬2日目を終った。しかしCADTC職員は休日にもかかわらず全員出席して調査団に対応し、熱心な説明があったため、専門家と調査団の話合う時間がとれず、それはもっぱら調査団がホテルにもどってから、団長の部屋に集まって実施する状況であった。

第3日目は、大蔵省海外経済関係局（FERD）への表敬、そして農林省及び農業公社との協議が行なわれた。農林省では農林副大臣が出て対応し、農業公社はもちろん総裁、企画部長などが対応した。農林省では農業公社総裁から、将来へ向けての他の技術協力プロジェクト（園芸センター、種子銀行等）への要請があり、またとくにかんがい局長も出席して「水管理訓練センター」への協力要請もなされた。さらに農業公社では、山極団長から、とくにCADTC運営に関し、カウンターパートの配置、分担、体制の整備について総裁に要望がなされた。これは当面、ビルマ側の専門家受け入れ姿勢が、日本側のカウンターパートを通して技術移転をはかっていくという技術協力方針に反して、むしろ日本の専門家の領域は専門家にまかせ、他の分野の担当者を充実しようとするかにみえるからである。そして、その後、深夜に及ぶ日本側だけの打合わせが持たれ、次の問題が討議された。

1) 目下、昭和59年度供与機材中に、ビルマ側の強い要請もあって電源変圧器を含めているが、供与機材の性格上、その可否はきわめて検討を要すること。

2) 農場工事の一部表土扱いの不備から水漏れが激しく、その応急対策が必要なこと。

これら2点については、いずれも調査団としてはその対応に苦慮する旨回答があり、持ち帰って再度検討するとのことであった。その後、電源変圧器については、何度か現地とJICA本部との間でやりとりがあり、最終的にはビルマ側からCAPTCサイトにのみ使用するという確約を文書でとり、A₄フォームでその要請をはっきりさせた上で、供与することとなった。また農場については、応急対策費をもって客土（ベントナイもしくはそれに代る土）をし、水田改良をすることが認められた。

なお、この調査団とビルマ側幹部との話合いで、日本側の持つ技術協力体制、カウンターパートを通して技術移転をはかっていくという姿勢が、ビルマ側には十分理解されておらず、専門家の分野は各専門家が直接活動すると認識されていることが、かなりはっきりと浮きぼりにされた。このことは、その後もひきつづき、なかなか改善されずに、とくに農業機械や水管理についてのカウンターパートは全く置かれずに過ぎた。

Ⅵ プロジェクトの実績

Ⅵ-1 全研修の実績

ビルマ中央農業開発訓練センターは、当然のことに、農業公社職員の研修センターである。従ってその研修実績が本プロジェクトの実績として第一にあげられなければならない。昭和59年9月3日に開所されたCADTCは、年度内7カ月の間に第2図のとおり研修を実施した。それは延16回にわたり、延49週間、延901名の研修を実施したことになる。

R/D締結当時、プロジェクト実施協議調査団と合意していた研修計画で、日本側の技術協力の対象とする研修は次のとおりであった。

- 1) 業務研修 (On the Job Training)
 - i Divisional-level Course
 - ii Township-level Course
 - iii Village-level Course
- 2) 専門技術研修 (In Service Training)
 - i 専門技術特別強化研修 (Special Technology Comprehensive Training)
 - ii 農業普及員特別強化研修 (Farm Adviser Special Comprehensive Training)
 - iii 普及方法強化研修 (Extension Methods Comprehensive Training)
- Ⅳ プロジェクト管理評価法研修 (Project Management & Evaluation Training)

そして以上の研修コースについては、CADTC開所以前の準備期間中には、専門家とカウンターパートとの間でも合意に達していた。そしてこれらのコースに対する基準カリキュラム専門家案も作成し、カウンターパートに提示したりした。しかしCADTC開所が具体化し、第1回研修をどのようにするのかという段階になって、それまでの検討協議とは無関係に、この研修内容をどのようにするのかのみに論議が集中し、しかもそれも総裁もしくは部長クラスの幹部の意見が優先し、研修日程が作成された。この時点でビルマ語では一貫していたのだろうが、英訳の過程で当初我々と合意していたOn the Job TrainingとIn Service Trainingの呼び名が反対となってしまう、第1回研修はOn the Job TrainingのDivisional-level CourseであったにもかかわらずIn Service Trainingと呼ばれ、新聞発表もなされてしまった。この間、専門家との協議は1度もなく、専門家の関与するいとまは全くなかった。

このことについては、まず第1回研修を成功させることに全力を投入し、その結果をみて次の研修を考えるのだという回答であって、全研修体系を考え、ひとつひとつの研修コースの位

図2 昭和59年度('84/'85)CADTC研修実績表

研修名	期間	人員	回数	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
インサービス研修	8週	60	3	3	26	5	27	15		15
新規採用者研修	8"	250	1			12		10		
生物肥料コース	2"	40	1					15 25		
類コース	2"	50	1					15 25		
作付体系コース	2"	40	1					15 25		
ひまわりコース	2"	40	1						18	1
小交コース	4"	40	1						18	15
とうもろこしコース	2"	40	1							11 22
農業機械コース	2"	19	1						18	1
植物保護コース	2"	50	1							11 22
土壌肥料コース	2"	50	1							11 22
農業普及員特別研修 (全部で21週)	5"	12	1							25
その他	4"	40	1					26		1
管理考コース	4"	50	1							18 15
合計	延49"	延901	16	1/60	1/60	2/310	2/310	6/480	7/261	10/382

注) 上段-回数 下段-延人員。グラフ上の数字は日を示す。

置づけをはっきりさせながら、研修運営をしていくという研修企画態度は全くみられなかった。またそうした長期展望の上に立った企画構想を考えることは、彼らにとってきわめて不得手のようである。そして研修内容の編成に当っては、何が研修目的達成に必要なかということよりは、現状の中で何が研修可能かが優先して発想され、つまるところ講師の得られる研修内容を集めて列挙するといったやり方の編成であった。従って日本人の専門家にも、それぞれ何が講義できるかを質し、それをそのまま研修項目にあげていた。

こうしたやり方で、次々と研修企画がなされ、研修生寮の容量に限りがあるので、その範囲で次に何をしたらよいかと考えられ、こま切れるに研修が実施されていった。従ってR/D締結当時合意していた当初の研修計画は、ほとんど無視されてしまった。しかも全研修計画については、全く専門家との協議なしに進められていた。こうした中で、研修評価のための展示圃を各所に設置することを含んで、農業普及員特別強化研修の実施と、折角専門家が着任しているので、農業機械研修を実施したらどうかという提案をして、機械研修についてはいとも簡単に賛意が得られ、2月に2週間実施された。また農業普及員研修については、第1回合同委員会ですでに展示圃を設けるべき地域を定めていたにもかかわらず、なかなかその実施ができなかった。ひとつには、Villageレベルの職員を直接研修することに、ことばやその他の点で多少の危惧があったようであるし、またやや長期にわたる研修企画を考えることが不得手で、何をしたらよいかわからずに手をつけられないでいた状況である。しかしこれも再三の協議でようやく実現の運びとなった。従って本年度研修実績のうち、専門家が多少なりとも係わった研修は、

- 1) インサーブス研修(タウンシップレベル以上の職員300名を5回に分けて60名ずつ研修する職員研修)
- 2) 農業機械短期研修(農業研究所、タウンシップレベルで実際に圃場に出る職員を約20名対象に、2週間程度実施)
- 3) 農業普及員特別強化研修(国内6タウンシップから2名ずつ、12名の農業普及員を集めて、約5カ月間、普及員研修を実施)

以上の3研修であった。

なお、全研修とも研修生は全寮制で、他への宿泊は許されず、外出もいちいち許可制でかなりきびしい研修態度であった。もちろん休日の外出は許可されていた。そして第1回研修の項で述べたとおり、研修生の日課表が決められており、早朝から夜までぎっしりつまった日課をこなしている。

VI-2 インサーブス研修

この研修は、当初On the Job Trainingと呼ばれていたもので、いわば農業公社職員研

修とでもいわれるものである。当初から日本側の技術協力対象として考えられていたものであるが、現在、タウンシップ以上の職員の中から厳選された300名を、60名ずつ5回に分けて実施している。本年度内にそのうち3回までの研修が終了した。研修期間は8週間とされているが、休日を除いて実質40日ぐらいの研修である。

技術協力対象として専門家も、その内容編成には係わりを持つべく、CADTC準備期間中からその旨申出ていたが、全体の空気としては、この研修にはあまり立ち入ってはしくない空気が大きく、専門家は別に行う専門技術研修についてよろしくたのむといった要請であった。回を重ねる度に若干の相違はあったが、その研修内容は第1表のとおりである。これは講義課題のみで、実際の研修では午前中は実習もしくは実験が行われ、午後3時間の講義があつて、夜間はそれについての討議がなされる。

この講義課題をみても、本研修は技術研修というよりは、農業公社の実施している全業務について、改めて職員に認識を求めるようなものが多く、農業公社各部長が、その所管事務を説明することが主体となっている。また技術的研修は、Yezinにある農業研究所と農業公社農業研究部(A. R. D.)が担当しているが、これも内容的には現在実施している研究業務の内容紹介が中心である。農業研究所は農業公社内で1つの部局を形成しており、当然所長は各部長と同格である。また公社内農業研究部はラングーンにあつて、これも1部局として扱われ、地域農業試験場を総括している。

そのほか、現在農業公社が実施しているいくつかのプロジェクトの紹介が、それぞれのプロジェクトマネージャーから話されるようになっているが、このうち、「とうもろこし・油脂作物生産プロジェクト」(MOP)は、アメリカの技術協力プロジェクトであり、また植物保護事業と作物作付体系については、外国人技術者やそれぞれ招聘されている。従つてこの講義課題は、現在農業公社が抱えている外人講師を並べて、研修に役立てようとしたものである。

その一連の発想で、日本人専門家にも各人1回ずつの講義の依頼があつた。第1表の日程表では2回だけ日本人専門家講義の時間がとられているが、実際には4名全員が各3時間ずつ講義を担当している。講義課題はそれぞれの専門項目に関連した日本の現状を説明するものだった。成田専門家は着任が遅れたので第3回インサービス研修から講義を担当した。また業務調整担当、中野専門家は、彼のキャリアをいかして「日本の稲作」について講義をしている。この講義担当は、他の外国人講師も含めて、いわば顔見せ典業的な感があり、それぞれの講義課題が本研修構成上、必須というものではなさそうである。しかし、このため多くの農業公社職員に会うことができ、別の業務で地方を訪れたときなど、相手側でこららを覚えていてくれるなどの面では大いに役立つものだった。

以上、インサービス研修の実態について報告したが、この研修が今予定されている5回分を終了したあと、どのように企画運営されるかについては、まだ何の案もないようである。そ

してこの種研修（職員研修）を今後継続するかどうか、何もきまっていない。当初、発想されたOn the Job Trainingは、技術協力対象研修でもあることから、なるべく早い機会にこの研修の将来について話し合わねばならない。そしてもし第2次インサービス研修構想を展開するとなれば、その研修内容について専門家側の企画意見を提案する必要がある。そのためには、研修目的を明確にして、この研修で何を果たそうとするのかを話し合わねばならないだろう。

表1 C. A. D. T. C. インサーブス研修日程表

日	内 容	講 師
第1日	開講式及び特別講義	農業公社総裁
2	農業公社の行方行政	公社行政部長
3	" "	" "
4	農業公社の予算会計	公社会計部長
5	" "	" "
6	" "	" "
7	" "	" "
8	農業公社の普及事業	公社普及部長
9	農業公社の企画事業	公社企画部長
10	農業公社の調達及供給事業	公社調達供給部長
11	" "	" "
12	" "	" "
13	" "	" "
14	農業公社の持つ農園とその作物	公社農園部長
15	農業公社の土地利用	公社土地利用部長
16	ビルマ国社会主義計画党	計画党員
17	アシヤヨネ中央農民団体	アシヤヨネ団体
18	農業研究所 (Yezin) - 稲作	研究所部長
19	" " - 小麦, とうもろこし	"
20	" " - 類	"
21	" " - 砂糖きび	"
22	" " - 油脂作物	"
23	農業公社農業研究部 (A. R. D.) - Hmawbi 農場	研究部農場長
24	" " - Mahlaing 農場	"
25	" " - Nyaungbintha 農場	"
26	" " - 工芸作物	"
27	" " - Heho 農場	"
28	タウンシップ特別多収獲プロジェクト (水稲)	公社普及部長
29	" " (小麦)	"
30	" " (とうもろこし)	"
31	" " (ひまわり)	"
32	とうもろこし・油脂作物生産プロジェクト (M. O. P)	プロジェクトマネージャー
33	植物保護事業	" "
34	作物作付体系	研究所研究部長
35	日本人専門家講義	日本人専門家
36	" "	"
37	閉講式	

VI-3 短期農業機械研修

インサーブス研修とは別に、専門技術研修がいくつか企画実施されたが、それらは大多数タウンシップスタッフを対象に、各作物別に2週間程度のものであった。そんな中で彼らの企画には入っていなかったが、折角日本から農業機械専門家が着任しているので、農場での農業機械利用の指導だけでなく、専門技術研修の一貫として農業機械研修を実施してはどうかということ、専門家側から提案していた。それも研修企画はCADTCのスタッフで検討企画され、上層部の決裁を得て決まるという体制よりも、数名の部長、農業研究所長、総裁アドバイザーのU Hba Tinなどが協議決定し、命令の形で研修企画がなされる実情から、上層幹部に直接その必要性を訴えて、研修企画に入れてもらうことが必要であった。

そんな経過をたどって昭和60年2月18日から3月1日までの約2週間、短期農業機械研修が実現した。研修実施が決定されてから研修内容については、農業機械担当の松本専門家と、ファームマネージャーU Soe Myintが中心になり、第2表のような研修日程を作り上げた。またその講師も、ほとんど専門家と現在CADTCに配置されているスタッフでまかなわれた。ということは、農業公社内部に農業機械の専門家はまだ確保されておらず、再三にわたって松本専門家のカウンターパートとして多少なりとも機械に素養のあるものの配置を申入れていたが、いまだに実現せず、少しずつでも現在配置されているスタッフを養成していくよりほかならないからである。

また研修生として集められたのは、実際に圃場で機械を扱う機会を少しでも持つものが主体であり、その層は総体的に若い人達であった。研修生の一覧は第3表のとおりである。その職種をみると、Village ManagerまたはVillage Track Managerが大多数であり、日本式に言えば農業改良普及員である。農業公社では新卒採用者はほとんどこれらの職種から出発し、経験年数とともにTownship級、Division級に異動されていくようであるから、短大や大学の卒業生で農業普及員級についているのは、皆若い年齢層である。これらの人達は、第一線の普及活動に携わるもので当然圃場レベルでの活動を必要とする。また農業公社は、各StateやDivisionに数多くの農場を持つ。その設置目的はいろいろであるが、その農場運営のため多くの職員をかかえている。その中から2名、この研修に参加している。これらの人も当然自ら現場作業にタッチする。さらにイエジン(Yezin)にある農業研究所(A. R. I.)からも3名の参加者があった。この職員もとくに研究員というよりは圃場管理スタッフのようであった。

松本専門家は、この研修開始時と終了時に簡単なペーパーテストを試みた。それは言葉の問題もあるので、機械エンジンの各部位の名称や機能を問う簡単なものであった。それでも研修開始のテストでは、最高50%、最低16.6%、平均35.95%の正解率であった。それが研修終了時同種のテストをした結果は、最高91.8、最低72.8、平均78.31%の正解率とな

表2 短期農業機械研修日程表

	実 習 7:00~10:30	講 義	
		12:00~14:00	14:00~16:00
2. 18	開講式	農業開発と農業機械の重要性	ディーゼル及びガソリンエンジンの基礎原理
19	ディーゼル及びガソリンエンジンの分解組立て	日本における農業機械化の現状	トラクターとその管理
20	トラクターの運転とアタッチメント操作	農業機械器具の利用	防除機具
21	防除機具の実際	種子コーティング機械及び育苗	田植機
22	種子コーティング機械の実際	水稲播種機	刈取機及び収穫機
25	播種機による直播栽培	糶摺機及びコーンシェラー	精米機
26	刈取機、糶摺・精米機の実際	精米機	収穫調整ロスについて
27	精米の実際	収穫調整ロスについて	同 左
28	田植機の演示	将来の農業機械化	同 左
3. 1	評 価	閉講式	

表3 機械研修研修生一覧

氏 名	学 歴	現 職	Division or State	township	評 価	
					研修前	研修後
U Saw Myaing Aung	8年生卒業	V. T. M.	Irrawaddy	Myaung Mya	25.0	77.2
U Paung Hlaing	短大卒	V. M.	Magwe	Central Farm	25.0	79.4
U Khin Maung Lay	大 卒	V. T. M.	Kayah	Nawe Daung	50.0	87.0
U Aung Kyaw Nyein	"	V. M.	Irrawaddy	Henzada	50.0	84.8
U San Khin	10年生卒業	V. M.	"	Bassein	41.6	76.0
U Tin Maung Myint	大 卒	Dy. Farm Manager	Mandalay	Kyau KSe	33.3	88.0
U Soe Tint	短大卒	V. T. M.	Shan	Kalaw	33.3	81.4
U Mya Thein	"	"	"	"	41.6	84.4
U Thein Swe	大 卒	"	Pegu	Ledpantan	37.5	89.8
U Aye Thein Maung	"	Dy. Farm Manager	Mandalay	Mandalay		91.8
Daw Khin Than Nwe	"	V. M.	Mou	Mudon	16.6	91.7
U Hld Myint Aung	"		Mandalay	A. R. I.		83.0
U Kyaw Shin	"		"	"		80.0
U Kyaw Htdy	短大卒		"	"		72.8
U Mya Thein	"	V. M.	Rangoon	Mawbi	41.6	77.8

注) V. M. ……ビレッジマネージャー V. T. M. ……ビレッジトラックマネージャー
A. R. I. ……農業研究所

り、その急速な伸びがうかがえる。その結果は第3表、研修生の一覧表に付記してある。

なお、今後も専門家専門項目にかかわるこの種の研修は、さらに内容を充実させて実施していく予定である。遅れて着任した水管理専門家にかかわる専門技術研修も、企画されるよう目下働きかけている。

VI-4 農業普及員特別強化研修

農業普及員特別強化研修所は、本プロジェクト計画当初から提出され、しかもこの研修履修者によってそれぞれの担当地区に技術改善のための展示圃を設置し、その成果を研修評価にも使っていこうとする研修構想を含んでいる。そこで専門家は、研修準備期間中からこの研修企画に手をつけることを最優先として、着任当初から展示圃場設置地区を定め、その地区の農業普及員を研修対象として選定するよう申入れていた。しかし、本研修実施についてのビルマ側の姿勢はかなり重く、なかなかその準備にかかれなかった。

当初、展示圃設置候補地を選定する際は、かなり積極的姿勢もうかがえ、どうせ作るなら当初計画の4カ所を増やしてほしいという意見もきかれた。この段階での論議は、むしろ展示圃設置そのものに興味を示され、どうせ作るなら作物別に1カ所以上ほしいとか、地域の特色別に1カ所以上ほしいという議論であった。そして研修成果を評価するために展示圃を設置するという本来の趣旨とは無関係に議論が推移した。そしてこの段階ではビルマ側予算を使っても8カ所にしたいといった話も出ていた。しかし最終的には6カ所案で落着き、その候補地名もあがっていた。

その後、「計画打合わせ調査団」が来緬の際、第1回合同委員会が開催され、調査団も若干の設置数拡大は差しつかえなしとの意向を持ってきたので、正式に6カ所の候補地が選定、決定された。しかしこの際、本来の展示圃設置の趣旨にもとり、設置後も度々専門家が訪問できるように、なるべくCADTCサイトに近く箇所数を増やすことが条件とされた。そして前述した第1回合同委員会記録にあるような6カ所が定められた。

こうして研修生を選ぶ地域は確定したが、再三の申入れにもかかわらず、この研究を具体化しようとする動きは、全くみられなかった。これはひとつには、CADTC開所当初のインサービス研修、それに続いての新規採用研修で、各スタッフが忙しく過していたことと、もう一つは、長期(当初計画は10カ月)のこの種研修計画をどのように作ったらよいか、見当もつかなかったことにもよる。そこで当面農業改良普及員として必要だと思われる研修課題を選定して専門家案を作成し、これを手交して検討するよう申入れていたが、それもカウンターパート(CADTCスタッフ)の中だけではなかなか進まず、時が過ぎていった。なお、この間に専門家は、展示圃設置候補地の視察を申入れ、その都度旅行許可をとって、12月までに一通りその視察を終わり、各地域の概況をつかんだ。その日程は次のとおりであった。

7月16, 17日	HENZADA, IRRAWADDY DIVISION 調査
7月29, 30日	MAGWE, MAGWE DIVISIO 調査
11月8, 9日	THATON, MON STATE 調査
11月28日	THEGON, PEGU DIVISION 調査
1月2, 3, 4日	KALAW, SHAN STATE 調査

残り1カ所は、HLEGUで、CADTCの所在地区であるので、とくに調査はしなかった。

こうして12月18日、第2回目の研修実施委員会(T. I. C)が農業公社普及部長主催で開催された際、農業普及員研修の対象を大幅に増やして、原案12名の倍の24名にできないか、そして「とうもろこし」の展示を是非したいので、候補地にTatkon, Mandalay Divisionを加えたい旨、話があった。このときは、普及部長のほか農業研究所長、総裁アドバイザーのU HBA TIN, それにプロジェクトマネージャーU TIN AUNGが出席をしていた。もちろん専門家は全員(3名)参加した。そしてカウンターパートの段階ではなかなか決まらなかった農業普及員研修が、ようやくビルマ側でも検討されることになった。この際は、本件はすでに第1回合同委員会の決定事項でもあり、人員、候補地を増加することには疑義がある旨、専門家は回答し、また研修効果の観点からも24名は多すぎることに、Tatkonがどうしても必要なら、すでに決定している1地区と取り替えてはどうか、ということを提案した。そして当初の6カ所、12名案の研修とし、Thaton, Mon Stateは割愛をしてTatkoを加えることとし、年度内に本研修を開始することが確認された。

上層部の研修実施方針をふまえて、カウンターパートは本研修の具体的な実施案を作らねばならなかったが、これがなかなか手につかず、専門家側はいらいらした。ようやくそのころから定着してきた週例のカウンターパートと専門家の打合会の都度、この実施案作りを急ぐよう提案をした。すでに専門家案は手交してあったが、これはこの国の実態をよく知らないものが作成したものであるから、これを参考にしてこの国独自のものを作るよう再三提言した。しかしいわば基準カリキュラムに当る必要だと思われる研修内容の選定を中心とした研修課程から、これを具体化して研修実施案に作り上げていく手順が全くわからなかったらしい。そこでまずカリキュラムの性格から、それを作成する手順を指導する必要がある。そのため、簡単な作成手順の解説書を準備し、これも配布した。

このような予備的指導活動のあと、1月から2月にかけてのカウンターパートと専門家の打合を、前後8回かけて第4表のような農業普及員特別強化研修実施要領を作り上げた。その手順は次のとおりであった。

- 1) まず全員で研修目的、研修期間、研修対象の確認をし、研修実施のための条件を明らかにした。
- 2) 研修領域を専門家案を参考にして選定し、その領域ごとに必要な研修日数を割り振り、

領域ごとに担当者を定める。この場合「主要作物の栽培法」領域については、さらに作物別に日数の割振りと担当者を定めた。

3) 各担当者は、割り当てられた日数に応じて、講義主題、実験実習主題、講師などの原案を作り、これを持ちよって全日程を作る。この場合、日本の専門家の専門領域に関する内容は、ほとんど専門家原案そのままで作成された。

4) なお、研修実施案作成で注意した点は、なるべく研修生の自発的学習態度をひき出すため、当初のころに圃場を使った実験テーマを各研修生に選定させ、それを全研修期間をとおして実践的に解決し、結果をまとめて発表するというプロジェクト方式を採用することであった。

5) また、当初計画では、昭和60年4月からは、各研修生地区に展示圃が設置されるはずであったが、大幅に計画実施が遅れてしまっていた。そこでこの遅れをとりもどすため、一通り栽培についての基礎的な研修が終った段階で、研修生をそれぞれの地区に1カ月もどし、展示圃を設置して再び研修にもどるように配慮した。そのため、畑作地帯の研修生は5月1カ月、水田地帯の研修生は6月1カ月、研修生は勤務地にもどる。そのため、5月及び6月は、6名ずつの研修生で同じ研修日程を繰返えすようになる。

こうして、本研修はようやく昭和60年(1985)2月25日、開講の運びとなった。

そして、ほぼ日程どおり本研修はすべり出した。その主体は次年度に繰越されたが、この種の研修について、今後どのようにするかは検討問題である。つまり、もともとこの研修は、中央センターであるCADTCが、むしろ実験的に実施し、その研修体験を教材開発も含んで、他の研修(普及員指導者の研修)に活かされねばならない。しかし実際に研修が実施されると、その日程をそれぞれ成功させることに全勢力が集中し、もう一方の趣旨はややともすれば忘れられる。そこで、もし最終的にこの研修の実施後、一方の研修趣旨が十分活用されなければ、あるいはもう一度この趣旨を確認の上、本研修を手がける必要が起きるかもしれない。

表4 農業普及員特別研修コース研修実施要領

1. はじめに

この農業普及員特別研修コース研修計画は、農業公社職員がJICA日本人専門家の協力を得て作成したものである。

2. 目的

この研修の主要目的は、次の各課題について、研修生に習得させることである。

- (1) 農業経営の基礎的知識
- (2) 農業者の問題の発見
- (3) 農業者の問題解決

- (4) 農業普及の方法
- (5) 研修成果の評価のために、デモサイトの設置

3. 場 所

この研修コースは、ラングーン管区、レグータウンシップ ザヤクインにある中央農業開発訓練センターで実施する。

4. 期 間

この研修コースは、1985年2月25日から、同年7月31日まで実施する。

5. 研修生

この研修コースへ参加する研修生は、次の6タウンシップから各2名ずつ、このコースのために選定される。

- (1) ヘンザダ Henzada Irrwaddy Division
- (2) レグー Hlegu Rangoon Division
- (3) カロウ Kalaw Shan State
- (4) マグエ Magwe Magwe Division
- (5) タッコシ Tatkon Mandalay Division
- (6) セゴン Thegon Pegu Division

6. 研修生の資質

研修生は次の資質をそなえるものとする。

- (1) 大学卒業資格をもつもの。Bachelor of Agriculture Degree
- (2) Senior Village Manager or Village Tract Manager

7. 研修内容

次の課題についての講義が、本コース間で実施される。

(1) 主要作物の栽培法	31日
(2) 土壌及び肥料	9 "
(3) 植物保護	6 "
(4) 水管理	6 "
(5) 農業機械	10 "
(6) 普及方法	7 "
(7) 農業経営	6 "
(8) その他	10 "
計	95 "

8. 講 師

別添，研修日程表による。

9. 研修方法

この研修は、理論と実習の両方を実施する。講義、討議、演示、視察旅行などを通して。5月1カ月間は、カロウ、マグエ、タッコン、タウンシップからの研修生は、それぞれ彼らのタウンシップにもどって、デモサイトへの畑作々物の準備を行ない、5月末にはCADTCにもどる。同様に、ヘンザダ、レグー、セゴンからの研修生は、6月1カ月間、デモサイトでの稲作の準備のために、各タウンシップにもどる。また研修コースの期間中、CADTC農場において、稲、小麦、とうもろこし、落花生、ごまについて、研修生はテーマをもって試験調査を行なう。

10. 宿泊

全研修生は、CADTC研修生寮に宿泊する。センター外での宿泊は許されない。研修生のための食事は、CADTCで給与される。

11. 紀 律（詳細は次ページ別表参照）

全研修生は、CADTCで定めた訓練日課と規則に従わねばならない。

別表 研修日程表

期日	実 験 実 習		講 義	
	8.00~12.00	担当講師	13.00~15.00	講 師
2. 25	開講式		オリエンテーション	
" 26	作物別問題点の討議	全 講 師	作物別問題点の討議	全 講 師
" 27	農場区画技術(講義)	U Soe Myint	農場区画技術	U Soe Myint
" 28	農場区画設計	U Soe Myint	日本の稲作	中野 専門家
3. 1	農場区画設計	U Soe Myint	稲の一生, 発芽と育苗の生理	"
" 4	種子の選定と予措	U Tin Nwe	直 播	U Tin Nwe
" 6	耕うん機の操作	松本 専門家	耕うん機とその操作	松本 専門家
" 7	耕うんと碎土	"	出葉と耕作	U Tin Nwe
" 8	播種と育苗	U Tin Nwe	稲の根の役割	"
" 11	試験ほの準備	全 講 師	ごま栽培	U Knin Maungyin
" 12	" "	"	小麦の基生生理と遺伝的特色	U Pe Than
" 13	畑作物の播種	"	稲品種と育種の類型	外 来 講 師
" 14	" "	"	陸稲栽培	U Tin Aung
" 15	" "	"	落花生の栽培	U Mya Hlaing
" 18	試験ほの管理	"	落花生の形態	"
" 19	" "	"	ごまの良質種子の利用と水管理	U Khin Mdung Yin
" 20	" "	"	小麦栽培の実際	U Pe Than
" 21	" "	"	小麦の育種	"
" 22	" "	"	落花生の生理	U Mya Hlaing
" 25	" "	"	落花生栽培の実際	"
" 26	" "	"	小麦の育種	U Pe Than
" 28	" "	"	ごまの施肥と収穫	U Khin Maung Yin
" 29	代かきと施肥(稲作)	U Tin Nwe	ごまの育種	"
4. 1	田 植 (稲作)	"	とうもろこしの形態	U Saw Hla
" 2	農場実習	全 講 師	とうもろこしの生理	"
" 3	試験ほの管理	"	とうもろこしの栽培の実際	"
" 4	代かき, 施肥(稲作)	U Tin Nwe	とうもろこしの改良品種と要水量	"

期 日	実 験 実 習		講 義	
	8.00 ~ 12.00	担 当 講 師	13.00 ~ 15.00	講 師
4. 5	田植(稲作)	U Tin Nwe	害虫の鑑定, 管理	U Kaung Thwin
" 8	実物標本の収集と保存	U Kaung Thwin	稲主要害虫とその防除法	"
" 9	農場実習	全 講 師	小麦主要害虫とその防除法	"
" 10	ほ場観察と実験室実験	U Kaung Thwin	落花生, ごまの 主要害虫とその防除	"
" 11	" "	"	農薬の取扱いと安全使用	"
" 12	殺虫剤の実際	"	殺虫剤器具の有効使用	"
" 18	農場実習	全 講 師	農業開発と主要農業機械	U Tin Aung
" 19	殺虫剤器具の実際使用	U Kaung Thwin	ディーゼル・ガソリンエンジンの基礎原理	U Myint Thein
" 22	ディーゼル・ガソリンエンジンの分解組立	U Myint Thein	農業機械の専門使用	"
" 23	農場実習	全 講 師	種子コーティング機と育苗	"
" 24	ディーゼル・ガソリンエンジンの分解組立	U Myint Thein	田植機	松本 専門家
" 25	小農具の研究	"	水稲播種機	U Myint Thein
" 26	直播(播種機利用)	松本 専門家	刈取収穫機	"
" 29	すり及びコーン脱穀	"	精米機	松本 専門家
" 30	農業実習	全 講 師	農業機械の将来見通し	U Tin Aung
5. 2	精米機	松本 専門家	ほ場水管理の概要	成田 専門家
" 6	デモファームのかんがい	成田 専門家	水収支(ほ場レベル)	"
" 7	気象観測	"	計測機器(水田)	"
" 8	測 量 (I)	"	かんがい方法	"
" 9	減水深測定	"	質疑応答	"
" 10	測 量 (II)	"	日本における水管理	"
" 13	製 図	"	土壌の物理化学的性質	Dr Tin Oo
" 14	農場実習	全 講 師	" "	"
" 15	土壌調査	Dr Tin Oo	作物と土壌の関係	"
" 16	"	"	"	"
" 17	"	"	肥料の種類と特性	"
" 20	"	"	"	"
" 21	農業実習	全 講 師	施肥設計の計画	"
" 22	施肥設計の演習	Dr Tin Oo	"	"
" 23	"	"	"	"

期 日	実 験 実 習		講 義	
	8.00 ~ 12.00	担 当 講 師	13.00 ~ 15.00	講 師
5. 24	試験はの管理	全 講 師	小農経営の構造	中村 専 門 家
" 27	農業経営調査	中村 専 門 家	農業経営の調査法	"
" 28	農場実習	全 講 師	農業簿記	"
" 29	簿記々帳の実際	中村 専 門 家	"	"
" 30	"	"	農業経営の診断と設計	"
" 31	農業経営の診断と設計	"	" "	"
以上5月の研修日程を6月も同様に繰返す。対象は畑作地帯普及員6名				
7. 1	農業経営の診断と設計	中村 専 門 家	光合成, 上葉の役割	中野 専 門 家
" 2	農場実習	全 講 師	生殖生長と開花	"
" 3	光合成 農場観察	中野 専 門 家	収量調査	U Tin Nwe
" 4	生殖生長と開花(実験)	U Tin Nwe	米のロス	"
" 5	米のロス(実験)	"	種子増殖	"
" 8	実験はの管理	全 講 師	落花生研究計画	マクエ農場長
" 9	農場実習	"	"	"
" 10	実験はの管理	"	"	"
" 11	"	"	普及手段の分類	中村 専 門 家
" 12	"	"	講義, 討議, 面接	"
" 15	講義, 討議, 面接の演習	中村 専 門 家	視聴覚的手段	"
" 16	農場実習	全 講 師	演示の原理	"
" 17	展示はの作り方	中村 専 門 家	普及指導の原理	"
" 18	農家の問題の発見	"	普及計画の要素と活動記録	"
" 22	普及計画の演習	"	普及活動の評価	"
" 23	普及活動評価の演習	"	実験は成果のとりまとめ	全 講 師
" 24	実験は成果のとりまとめ	全 講 師	" "	"
" 25	" "	"	" "	"
" 26	" "	"	" "	"
" 29	実験は成果の発表	"	実験は成果の発表	"
" 30	"	"	"	"
" 31	閉講式			

VI-5 研修展示圃場

CADTCは、10 haの研修展示圃場を持つ。この圃場はA～Fのブロックに分れ、Aブロック（5エーカー）は天水田、Bブロック（5エーカー）は田畑輪換田、C、D、Eブロック（それぞれ4エーカーずつ）は畑地、そしてFブロック（1エーカー）は田畑輪換田で展示圃場として利用されている。このうち、B、C、Fの3ブロックはモデルインフラ整備事業によって、前述のとおり圃場造成がなされ、他はビルマ側の造成工事にまかされた。そしてD、Eブロックについては、畑地であるのでかんがい施設を除いて完成しており、その利用は可能であったが、Aブロックの天水田については、ついに年度内完成はみられなかった。従って、本年度はB、Fブロックを水田利用、C、D、Eブロックを畑地利用された。

この研修展示圃場は、もともとゴム園であったものを伐採、開墾、造成されたもので、いわば全くの新地である。そこでどのように作物ができるのかは、まさに未知数だった。そこで専門家としては、有機質を大量に使用する必要があるといったごく常識的な助言は行ったが、作付計画、圃場運営はほとんどビルマ側で単独で行っていた。そしてBブロックについては水稲が造成後直ちに作付けられ、畑地も、落花生、ごま、ひまわり、各種荳類、とうもろこし、ソルガム、棉、シュートのようなビルマの代表的な畑作物が作付けられていた。これらについては、専門家にとっても初めての体験であるので、もっぱらその成育過程を観察することに終止した。しかし、総体的に新地のせい、栽培技術の不足のせい、お世辞にもよくできたとはいえない状況であった。とくに畑作物の成長は悪く、草丈は日本の常識からみれば、いずれも3分の1、4分の1の状態であった。

ところで、この展示圃場運営と研修事業の関係であるが、研修日課にあるように、研修生は午前中は圃場実習もしくは実験となっており、圃場に出て作物管理をするか、調査活動をしている。従って研修生全員が何らかの農場作業に参加していることになるが、各研修内容と圃場作業とはほとんど無関係である。実施研修は、長期のものでも8週間、圃場と関係の深い技術研修の大半は2週間程度である。つまり小間切りの研修期間であるので、そのときどきにたまたま作付けられている作物の、その時期の管理作業や生育状況の観察は可能であるが、それは必ずしも研修内容とは一致しない。このことは、今後のこの展示圃場のあり方に、1つの問題を残すことになろう。

そんな中で、農業普及員特別強化研修については、研修生がテーマをもって、Bブロックの2、3圃場を使い、それぞれテーマに応じた圃場実験を実施した。半数は水田地帯の農業普及員であるので、水稲の品種比較、栽植密度試験、肥料試験を実施した。また畑作地帯の農業普及員は、シュート、落花生、ごま、とうもろこしについて、それぞれ作物ごとにテーマを決め、試作を行った。これは、播種から収穫まで研修生の手によって一貫して栽培管理、調査されるもので、まさに研修内容と圃場利用を一致させた例である。この成果については、ほとんど次

年度に持ちこされたので、次の報告にゆずることとする。

別に専門家は、夏作はほとんどタッチしなかったが、冬作（乾期作）からたまたま到着した供与機材の農業機械試運転も兼ね、Fブロック（展示圃）を使って乾期稲作機械別用栽培実験を行った。ビルマの稲作の大半は1期作である。もちろん温度的には2期可能地域が多い。1期作の多い最大の原因は、かんがい水を天水にたよっていることによる。しかしこのほかに、労働力不足もみのがせない。そして日照不良時の雨季稲作のみが実施されている。これが日照量の豊かな乾季に稲作が実施できれば、水稻生理の上からも、もっと良質多収が望めるのではないかと考えた。幸いかんがい施設を持つCADTC圃場で、労力対策も含んで、この実験を試みることにし、次のような試験とその件果を得た。

乾期稲作機械化栽培実験

1) 実験のねらい

- i 乾季稲作における湛水直播の可能性を探る。
- ii 湛水直播における適切な播種方法を見出す。
- iii 田植機のビルマでの可能性を試す。
- iv 雨季作後の労働ピーク対策に対応する機械化策の試行をする。

2) 実験区の設定

- i 直播栽培区 散播区（1/4エーカー） 条播区（1/4エーカー）
- ii 田植栽培区 田植機田植区（1/4エーカー） 手植区（1/4エーカー）

3) 実験結果のデータ

第3～6図及び第5表のとおり。

4) 考察

- i 初期生育及び分けつ期の生育は、直播栽培が有利である。乾季の水稻移植は、最高乾燥期で植傷みが大きく、田植初期から分けつ中期にかけて、田植栽培区の生育遅れが目立つ。
- ii 直播栽培での播種量、50 kg/haはやや多いように思われるので、播種量試験が必要である。
- iii 直播栽培における除草対策として、播種後のサンバード施用がヒエ、コナギ等の防止に有効であったため、今後、その効果確認試験と普及性の検討が必要である。
- iv 全体的に、収量は乳熟期に雀の被害があったため、平均収量よりも低くなったが、栽培面積が増大すればその被害は分散するので、問題にならないと思う。
- v 今後、乾季稲作の経済性とその普及性については、数年、実験検討が必要であろう。

图 3

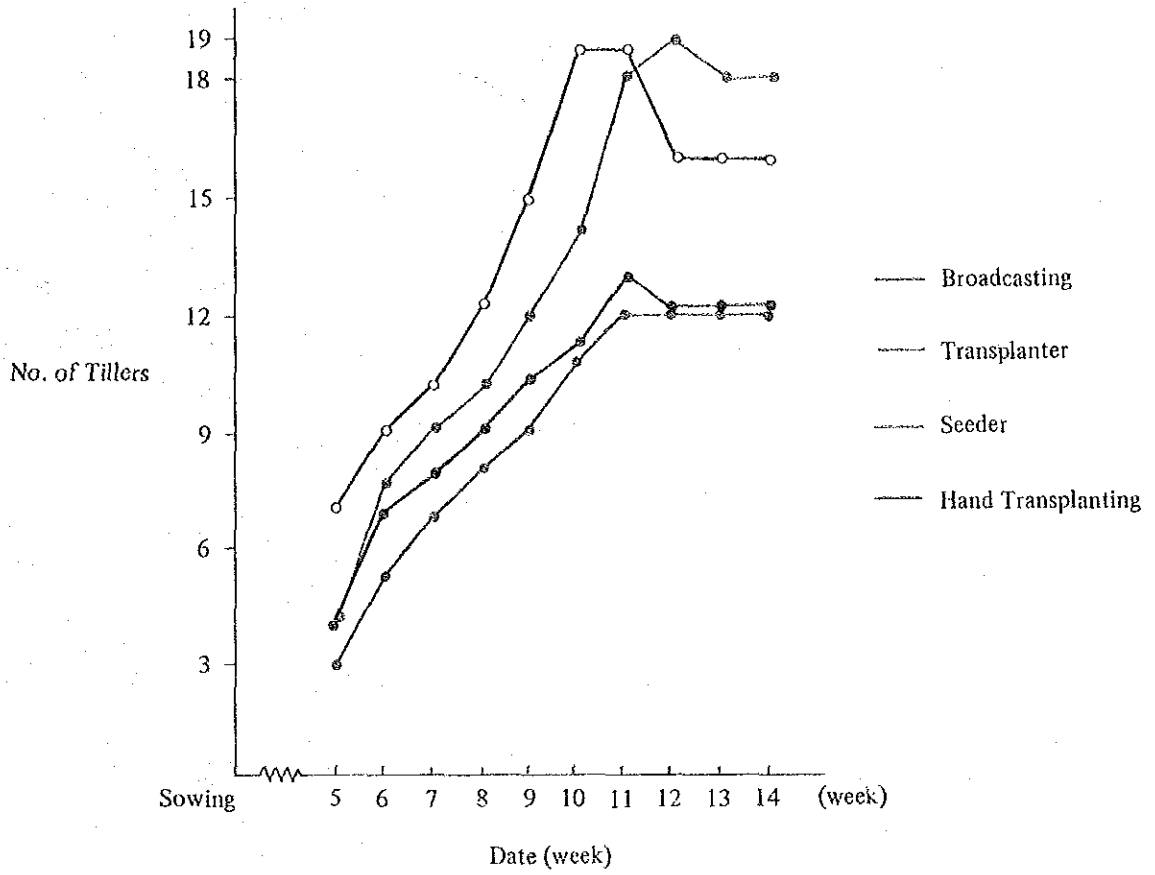


图 4

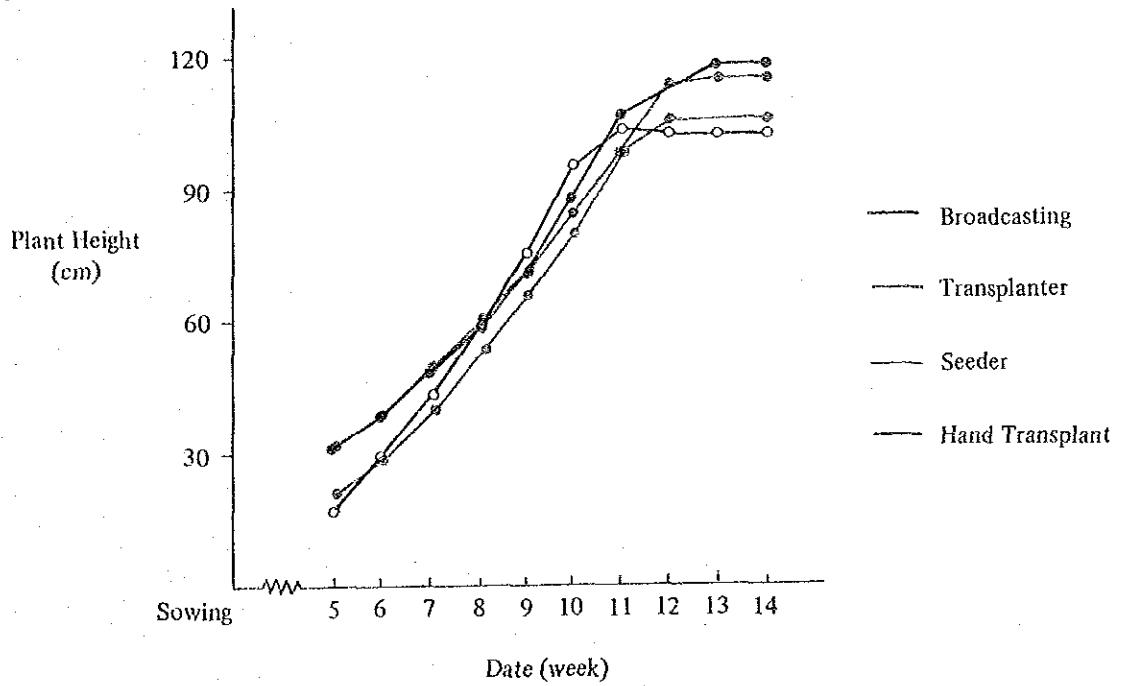


图 5

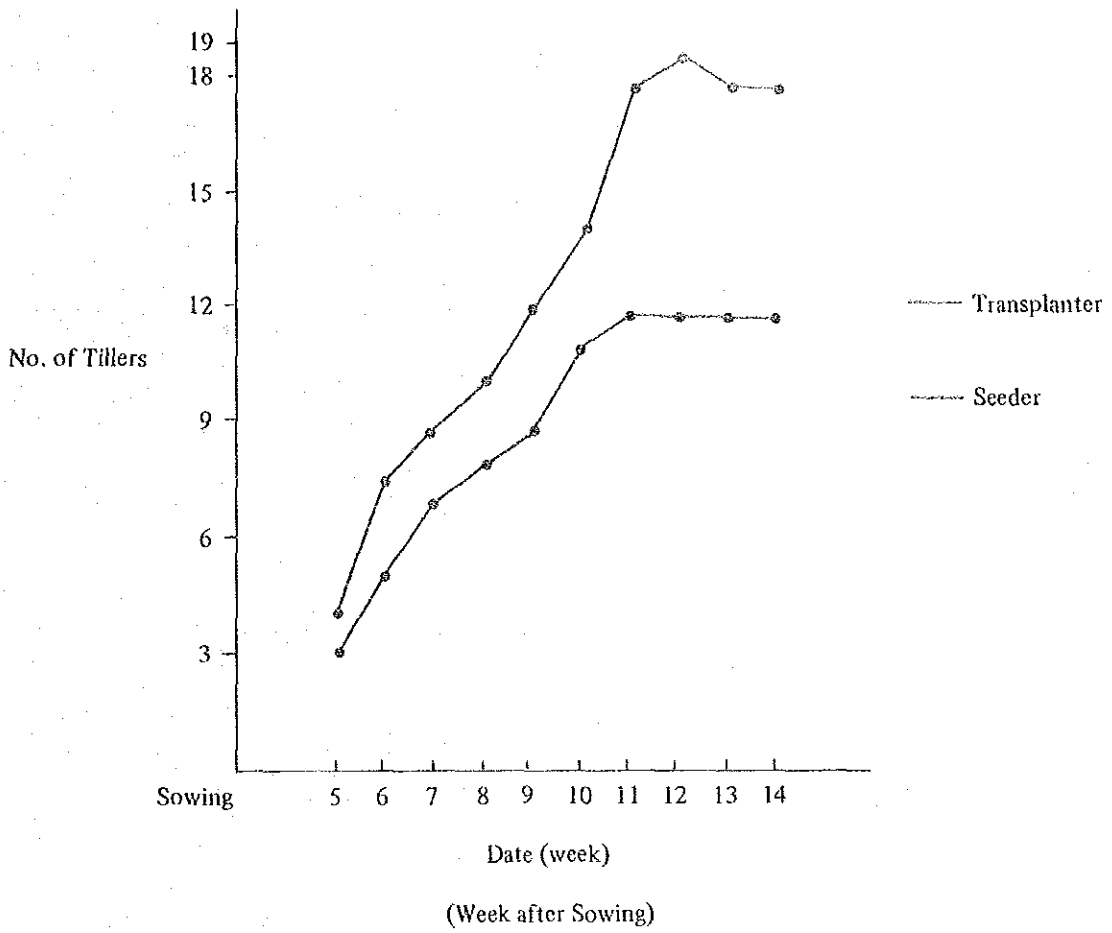


图 6

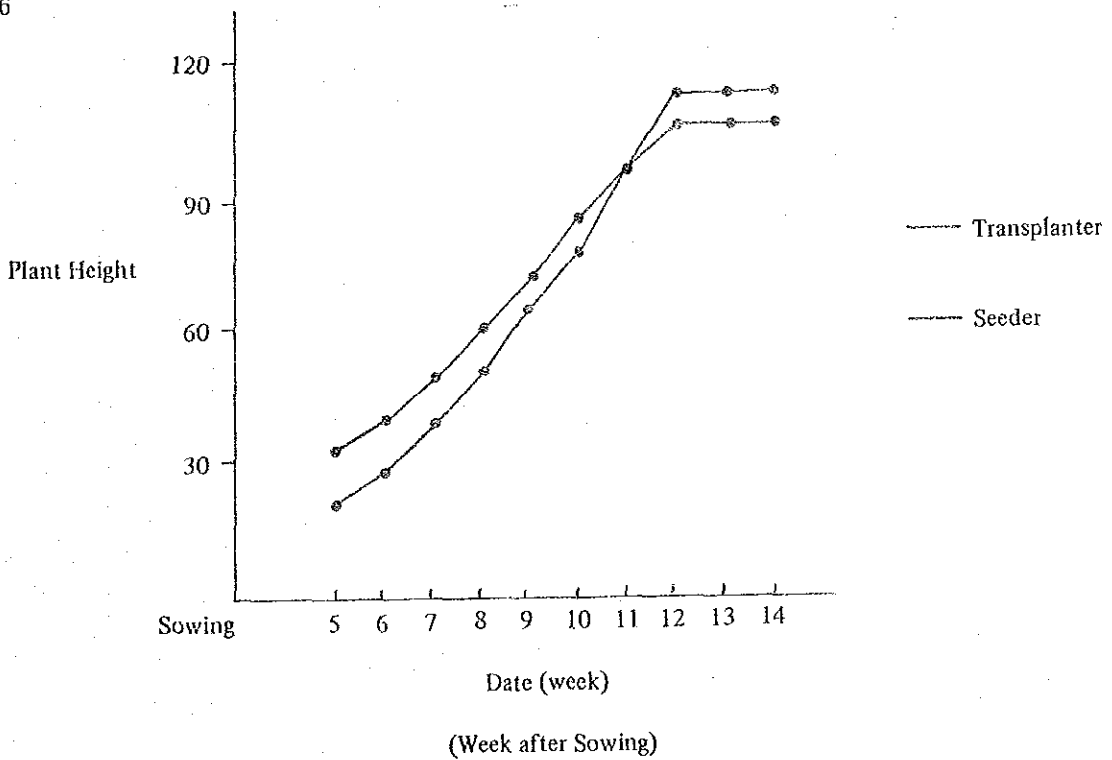


表5 Method of Sowing Trials

	(Hmawbi-2)		(Hmawbi-1)	
	Broadcasting	Seeder	Transplanter	Hand Transplanting
Plant Height (cm)	116	114	106	104
Tiller	12	12	18	16
1000seeds wt (gm)	24	24.5	22	21.3
Yield (Bkts/hac)	230	213.4	220	115
Sowing date	9.1.85	11.1.85	25.1.85	25.1.85
Harvesting date	21.5.85	29.5.85	30.5.85	30.5.85

VI-6 短期専門家による資機材使用法の研修

短期専門家の要請については、希望としてはいろいろな領域の専門家をあげてくるが、いざA₁フォームが出るかという点、なかなかその提出はみられない。事実第1回合同委員会で協議された短期専門家については、とうとう年度内にA₁フォームが出されなかった。そうした中で、CADTCの持つ視聴覚教室内施設、オフセットを中心とした印刷機、カラー写真のフィルム現像及び焼付機の使用法については、短期専門家の要請が急で、それぞれ年度内にその研修が実現した。それは、CADTC開所以前（8月初旬）にビルマ国総理大臣がこの施設を視察した際、この施設を十分使いこなすために日本から専門家をもっと呼んで研修をしてはどうか、といわれ、この総理の発言をうけて農業公社側から積極的に要請が働きかけられたことによる。そしてビルマとしては異常なスピードでA₁フォームが昭和59年9月中に、日本大使館に到着した。そして11月中には専門家の人選も終りB₁フォームがビルマ側に示され、そのアグレマンもきわめて順調に12月中に提示された。こうして1月には、3名の短期専門家が着任したのである。

もともと、これら資機材は無償資金協力によって導入されたものであり、その据付時に当然専門家が来緬し、同時にその使用法についてそれぞれ数週間の研修が実施され、引渡されたものである。しかし当時の研修履修者はその後1人もCADTCにとどまらず、全く新しいスタッフでこれらの機材が運用されていた。そして着任していた長期専門家が使用書を頼りに、その使用法の指導をしていた有様であった。そこで、この短期専門家招請については、パーマネントスタッフの配置を強く申し入れ、必ず研修履修者が長くCADTCにとどまることを要請した。その結果、研修中は他機関からも聴講生がきて各部所とも4～5名の受講生がいたが、各所とも1名以上の研修受講者が残り、それぞれの機材の運用に当たっている。それらのスタッフは、いずれもジュニアでCADTC職員ではあるが、直接カウンターパートとして活躍するスタッフではない。

この研修についての短期専門家、研修期間、研修内容については次のとおりである。

1) 視聴覚教室内施設機材の使用法

- ・短期専門家 清水秀男 ソニー株式会社国際協力部技術協力課係長
- ・研修期間 昭和60年1月21日～2月2日 約2週間
- ・研修内容 視聴覚教室内音響装置、映写装置、ビデオ撮り及び再生技術等

2) 印刷室内施設機材の使用法

- ・短期専門家 萩野栄一 株式会社文祥堂技師
- ・研修期間 昭和60年1月21日～2月23日 約5週間
- ・研修内容 平板作製機操作、印刷機操作、製本技術、コピーマシン取扱等

3) 写真現像室内施設機材の使用法

- ・短期専門家 金井健二 オリエンタル写真商事株式会社東京営業所主任
- ・研修期間 昭和60年1月21日～2月23日 約5週間
- ・研修内容 カラーフィルム現像及び焼付機操作、カラー写真引伸し技術等

なお、この研修以後、それぞれの資機材操作は以前に比べて飛躍的に良くなったが、その後、それぞれの部所に新しいスタッフも配置され、それぞれが3～4名となっており、研修履修者が責任者になっているとは思いますが、ときどき思わぬ故障を起こしている。限られた期間内の研修で、あらゆる場面への対応を教授することは不可能であるが、それにしても基礎的素養のない人達が、その扱い方だけ知っても、なかなか応用的対応ができないようである。とくに印刷機はその後何かの故障でほとんど運転されておらず、視聴覚教室もコードの差し違いからアンプを焼いてしまった。また写真焼付機もその色彩が十分でなく、何かの操作間違いがあったようである。これらの経験から彼らなりの工夫がなされていくとは思いますが、こうした近代的兵器の活用を未経験な人達が使いこなすのは、容易なことではなさそうである。

Ⅶ カウンターパートについて

Ⅶ-1 カウンターパートの配置状況とその活動

専門家が着任した当初、6名のカウンターパートが紹介され、以後CADTCが開所されるまで、その6名がカウンターパートであった。しかし、とくにこの間は準備期間中のこともあって、カウンターパートに専門分担があるわけではなく、その接触はいつも専門家団対カウンターパート団の関係で会合でのみ話合いが持たれた。しかも専門家は別の民家借上げ事務所に常駐し、カウンターパートは農業公社本部内において、その接触頻度はきわめて少ない状態であった。そして彼らと接触をはかるには、何か名目をみつけて会合を開かねば、接触ができなかった。また、各カウンターパートの業務分担が不明確であり、ある項目をだれに相談するのがよいか、全くわからなかった。そして何をきいても、「それはプロジェクトマネージャーに聞いてくれ」という答がかえり、すべてプロジェクトマネージャーがひとりでとりきっている状況であった。

そんなことから、R/Dにある研修実施委員会（7月3日）の開催を迫って、カウンターパート分担の明確化と、打合せ会の定例化を強く申し入れ、その時は週一回の打合せをもつように、そして分担表も作って示すという回答であったが、その後そのことは、いっこうに進展をみなかった。

こうしてCADTCが開所（9月3日）されたが、当然そのころはかなりの職員がセンターに配置された。そこでどのへんまでのセンター職員をカウンターパートとするかは、むずかしくなった。とくに第1回研修は、それまでのカウンターパートも研修生として研修に参加し、さらにこの研修履修者の中から、センター職員を充足する構想もあって、この間はカウンターパートと専門家の接触は全くなくなってしまう。これより先、8月にU Nyint Mgが農業公社研究部から配転され、農業機械の担当者として紹介された。そしてこの男は専門がはっきりしており、松本専門家のカウンターパートとして対応できそうであったが、これも理由は不明確なまま、10月には他にまた異動されてしまった。また9月には、U Soe Myintが配属され、彼はファームマネージャーとして勤務した。そこでこの場合は、担当がはっきりしていることで農場に関することは、彼に話をすれば用が足りるようになった。

そんな過程の中で10月ごろから、漸次職員の充足が行なわれ、CADTC職員体制も整ってきて、第2回インサービス研修の終了した12月になって、ほぼ現在の職員配置が完成した。その状況は第7図のとおりである。この図に掲げた職員は、専門家との打合せ会に出席するメンバーである。そして当初から提案していた専門家とカウンターパートとの打合せ会の定例化も、ようやく少しずつ実施されるようになった。その状況は、11月-2回、12月-2回、1月-5回、2月-3回であった。そして1月の打合せからは11名の講師職員が全員顔をそろえるよ

うになった。しかしこの打合会もややもすると流れがちで、その前回は次の会合はいつ開くかをとりきめておいても、簡単に会合が中止されるし、しかもそのことに何の事前通告もない。専門家側は再々そのために無駄足をふまねばならなかった。そしてこうした打合会の持ち方に再々改善を申入れたが、いまだにその方法は改たまらない。

また、当初設計でカウンターパートと専門家が同室できる職員室が準備されており、ここにふだん専門家とカウンターパートが机を並べられれば、日常会話の中でもっと意志の疎通もはかれるし、細かい技術移転が可能である。しかし、彼らはそれぞれ独立して部屋を確保し、同室に机を並べることを好まず、専門家は4名一室に入るようにいわれて、当初設計での意図は全く無視されてしまった。そしてそれぞれ定めた居室にもいないことが多く、カウンターパートと連絡をとることは、同じCADTC内にいてきわめて不便である。それに加えて、依然としてその技術分担がそれほどはっきりせず、一応の分担はあるものの、われわれはエクステンションマンでジェネラリストであるといっている。そんなこともあって、農業機械専門家、水管理専門家が折角着任しているにもかかわらず、そのカウンターパートが特定できない。いずれもある程度素養のあるカウンターパートが望ましい分野であるが、再三その適任者の配置を要請しているが実現しないている。

R/Dでカウンターパートを通して技術協力をすることは明記されているが、当面ビルマ側のこのことに対する理解はきわめて異っている。つまりビルマ側で求めにくい分野の専門家を日本に要請しているので、その分野については専門家が単独で活動してほしいというのである。そして「あなたは何ができるのか」と聞かれ、そのことについては全面的に専門家に負い、他は自分達でいっさい実施するという態度である。従って、現在配置されているカウンターパートの技術向上のために専門家を活用しようとする思想は全くないようである。この点、日本側の持つ技術協力方式「カウンターパートを育てて技術移転をはかっていく」という基本姿勢を相手側に理解させ、その体制を整えさせることは、かなり困難であり時間も要しそうである。

VII-2 カウンターパート研修について

技術協力プロジェクト方式の1つの目玉であるカウンターパート研修については、専門家着任後間もなく相手側にその準備を示達し、その希望を聴し6月には第1次原案を事務連絡した。これより先、昭和58年度派遣研修でU Thein PheとU Hba Soeの2名が手続きされA₂A₃フォームが提出されていたが、その提出時期が昭和59年3月となり、この2名の集団普及コースへの参加が、昭和59年度予算に持ち越された。そのため昭和59年4月に開始された集団普及コースへ繰越2名が派遣され、研修を受講した。しかしこの2名は、専門家着任前に昭和58年度カウンターパート研修として手続きされていたもので、帰国後もそれぞれ前任地にもどってしまい実質的なカウンターパート研修受講者としては、機能しなかった。

図 7 カウンタースーパー配置表

氏名	職	技術分担	業務分担	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
U TIN AUNG	プロシキエクト マネージャー	-	全般	●															
U KAUNG THWIN	講師	昆虫学	視聴覚・光熱水 安全	●															
U SAW HLA	"	ジュート・ とうもろこし	研修管理・広報 写真・印刷・図書館	●															
Dr TIN Oo	"	土壌肥料	実験室・食堂	●															
U SOE MYINT	"	農業経営	農場全般									●							
U MYA HLAING	講師	落花生・ ひまわり	健康・体育									●							
U KHIN MG YIN	"	ごま・ニシヤメ	園芸・畑作										●						
U TIN NWE	"	稲・棉・ 植物学	庶務										●						
U HLA AUNG KYAW	"	植物病理	生物実験室 キヤンペーン										●						
U PE THAN	"	小豆・ソルガム	農場全般 短期研修										●						
U NGWE THEIN	"	豆類	食堂																
U NANDA KYAW SWA	コーディネーター	-	コーディネーター	●															
DAW YIN YIN MAY	トランスレーター																		
DAW KHIN SAN MYINT	コーディネーター 助手																		
U NYUNT MG	講師	農業機械																	
U LWIN LAY AUNG	コーディネーター		コーディネーター	●															

その後、7月下旬、「計画打合わせ調査団」が来緬の際開かれた第1回合同委員会の席で、本年度カウンターパート研修希望として、「農業経営、研修管理、農業機械」の3分野が提示され、それぞれ人選をすまして9月末までにA₂ A₃フォームの手続きをとる旨確約された。しかし合同委員会の記録事項であるにもかかわらず、また再三の督促にもかかわらず、人選難を理由にとうとう期日までの手続きはふまれなかった。

ビルマ側の海外派遣手続きは、まず農業公社内で人選が確定し総裁がサインしてから、農林省内の手続きが必要であり、大臣決裁がすむと閣議に付記され、その了承が必要である。しかも人選基準は、過去に海外歴があるとその後あるインターバルがなければならぬとか、もちろん本人についての上層部の判断もかなりきびしいものがある。こうしてなかなか派遣者の人選が進まなかった。そして「農業経営」にカウンターパート、ファームマネージャー、U Soe Myint 「研修管理」にカウンターパート、研修企画担当、U Sae Hla が確定したのは、ほとんど12月に入ってからであった。また「農業機械」については、その分担をするカウンターパートが未配属なため、派遣は先へ見送られることとなった。

こうして、決定された2名について派遣手続きがとられたが、それに要した日時は約3カ月であり、結局A₂ A₃フォームが提出されたのは昭和60年3月になってからであった。しかも、この時点ではU Soe Myintの農業経営個別研修のみの提出であった。一応年度内の研修要請であったが、日本側の年度内受入れは不可能であり、翌年度回わしとならざるを得なかった。またU Sae Hlaの研修管理研修については、人選は終っていたがとうとう年度内にA₂ A₃の提出はなされなかった。

従って昭和59年度カウンターパート研修実績は、昭和58年度繰越分の集団普及コースへ参加した2名のみとなってしまった。しかもこの2名はカウンターパートとして機能していないので、実質的には、昭和59年度カウンターパート研修はゼロであったといつてよい。そしてその理由は、ひとえにビルマ側の手続き時間によるものあり、A₂ A₃の手続きがふまれるようになってみなければ、研修生の派遣ができるかどうかはわからないのが実態である。しかし研修希望については、かなり強いものがあり、その期間もかなり長期のものを希望し、いろいろな要請はカウンターパートや幹部職員からもきかれる。そして、ビルマ国内の実情も理解してもらいビルマ枠を日本側で確保しておいてもらい、ビルマベースで派遣できるときにいつでも受入れてもらえまいか、といったぜいたくな注文もきかれる。

Ⅷ 供与機材の到着とその検収

Ⅷ-1 専門家携行機材

第1陣の長期専門家3名は、昭和59年2月4日に着任した。その3名分の携行機材、769,407円分は、2月27日ラングーン空港に到着した。その後引き取り手続きをして専門家が入手できたのは4月17日であった。その間約2カ月を要した。引き取り手続きは、まず農業公社内で通関申請書を作成、これが農林省にまわって決裁されるのに少なくとも2週間以上を要する。そして機材調整委員会(E. C. C.)の輸入許可を経て大蔵省海外経済関連局(F. E. R. D.)で輸入手続きがとられる。この間、最短10日は必要とする。もし内容で不明確なものがあったりすると、その説明などで1カ月以上を要することもある。こうして税関に書類がまわり、その決裁にこれも少なくとも10日を要する。従って輸入手続きは早くとも1カ月半以上を要するのが普通である。従って、ビルマに機材を輸入する場合は、書類手続きに時間を要するので、機材到着は遅れてもインボイスを含む発送書類が早く入手されることが重要である。書類が各所をまわっている間に品物が到着すればよいわけである。

最初の携行機材の内容は、第6表のとおりである。その大半は文房具、書籍であり、一部スプリンクラー一式と工具類が含まれていた。しかしその包装は必ずしも十分でなく、とくに文房具類の大半は包装が破損し、中味がすべて露出して一括新たに袋詰された状態で引取らざるを得なかった。従って品目はほぼ全部確保されたが、数量は細かく検収することは不可能な状態であった。

第2陣の長期専門家1名は、昭和61年1月31日に着任した。その携行機材、449,969円分は、3月17日にラングーン港に到着した。しかしこの分の関係書類は早目に入手できたので、直ちに輸入手続きに入ったが、とうとう年度内入手はできなかった。内容はやはり文房具、書籍が大半であったが、インボイスに日本語では小型計算器としながら、英語でcomputerと書かれたため、E. C. C.で輸入許可がおりずに遅延された。そしてその説明にはかなりの時間を要した。インボイスの英文化には、注意する必要がある。

表 6 第 1 次 携 行 機 材 一 覧

品 名	数 量	金 額	品 名	数 量	金 額
三角定規 30cm 24cm	6セット	4,335	名箋	20	1,700
棒尺 50cm 30cm	6 "	1,863	見出し紙 赤 青	100	8,500
雲形定規	1	2,800	マジックインク	5	6,400
型定規	3	5,560	サインペン 黒 赤 青	60	5,100
コンパス	3	9,690	蛍光ペン	5	2,975
製図用ペン	3	42,000	鉛筆 H 2H HB	72	1,800
方眼紙 A4 B4	12	6,290	色鉛筆	12	2,034
製図用紙	100	1,700	ボールペン 黒 赤 青	46	2,346
紙やすり	100	1,700	シャープペンシル(芯つき)	9	12,365
報告用紙 B5 B4	60	8,840	消ゴム	12	504
ノート B5 B4	40	7,500	のり	10	850
ファイル B4 A4 B5	90	6,390	セロテープ 18mm 12mm	20	2,980
カバーカードボード B4	50	2,150	ダブルクリップ(大中小)	90	19,140
ホッチキス 大(斜50)	2	7,700	ゼームクリップ	50	2,150
" 小(針50)	2	2,970	せん孔器	2	3,350
画びょう	50	4,250	とじひも	10	4,250
カラーピン	10	1,530	マグネットホルダー	50	10,500
ダイモテープライター 含テープ	1	9,520	ナンバリング	1	4,420
カッターナイフ	3	765	数取器	2	2,200
フィルム	20	13,600	スタンプ 赤 黒 青	3	1,530
ライティレパッド A4 B4	10	3,145	スタンプインク 赤 黒 青	3	1,344
ホルダー					
野帳	20	2,040	鉛筆けずり	1	1,700
ビニールテープ 黒 青	20	2,040	はさみ	3	2,166
巻尺(スチール) 2m 5m	1	2,200	折尺	3	450
安全靴	2	14,000	計算器	1	5,900
作業手袋	1	1,260	乾電池	10	600
長靴(普通3+長ゴム長1)	4	13,700	フランネル 1.2×1.0m		33,000
懐中電灯	2	7,600	スプリングラーセット		100,000
テスター "SANWA"	1	6,200	T字定規	3	5,355
タコメーター	1	29,300	工具セット		158,000
軍手	20	1,200	書籍		137,880
レインコート	1	4,100			
イミテーションペーパー	100	2,500	合 計		769,407

Ⅷ-2 昭和58年度供与機材の到着と昭和59年度供与機材の請求

本プロジェクトの初めての供与機材が、昭和59年10月30日及び11月21日にラングーン港に到着した。到着した機材は昭和58年度分で、車輛2台2,919,481円と機材50ケース、40,564,819円分である。いずれも12月4日、12日の2回に分けてCADTCサイトに到着した。一般機材は到着後1カ月以内に入手でき、ビルマとしてはきわめて早い処理であった。その内容は第7表のとおりである。

今回到着の機械は、すでに実施協議調査団が概要を作成し、ビルマ側からA₄フォームを取付けてあった分である。しかし長期専門家はまだ現地の様子を十分承知することなく、またプロジェクト業務も開始される以前に、これらの機材を請求したものであり、実際には業務が開始され専門家も実情をよく把握した上での各種機材請求に、予算的に重点がかかることが望ましい。今回到着分機材は大半が梱包もしっかりしており、完全な形で入手することができたが、一部、トラクター水田車輪の規格が合わなかったり、精米機部品が不足していたものがあった。いずれも直ちに事務連絡し、現物は補充された。

昭和59年度供与機材請求は、和文リスト作成を同年8月末までに終った。予算的には前年繰越分として確保された3,900万円枠と、59年度分4,500万円の計8,400万円であった。予算的に前年比倍増の結果となったことは、専門家着任後に重点がかかる機材供与となって、きわめて望ましい形となった。

ただ、ビルマ側からの請求でこの年度供与機材に電源変圧器を含めたが、その性格上、供与機材として提供することが可能かどうかについて、かなりの期間検討を要した。もともと、CADTCサイトへの電力供給はビルマ側の責任でなされるはずのものである。そしてCADTC工事中から変圧器が取付けられ、工事も実施されその後も電力が供給されてきた。しかし現在使用されている電源変圧器は、工事中仮設されたものでしかもその変圧器は他からの一時借用の形をとっていた。そのため工事が完了した現在、その返還を求められ、このままではCADTCサイトへの電力供給が不可能になるというのである。さりとてビルマ内で電源変圧器を求めようにも現物がないので、何とか日本側で供与してもらえまいかというのが、本件の経緯であった。このことは、第1回合同委員会の席上、とくに農業公社企画部長U Hla Myint Ooから発言があり、たまたま陪席していた「計画打合わせ調査団」が持ちかえって検討することになった。専門家もとくに強いビルマ側の要請でもあるので、別に59年度供与機材に電源変圧器を含める旨事務連絡をした。その後「プロジェクト運営指導調査団」が来緬の際、このことが再度問題となり、ビルマ側に供与される電源変圧器はCADTC専用のものであり、できれば施設内に設置する旨の念書を取付けることとなった。そして改めて本件についてのA₄フォームの提出を求め、ビルマ側の要請に答えることとなった。

もともと、昭和59年度供与機材についてのA₄フォームは、9月末までに提出されるよう合

同委員会で確約されていたが、その後のビルマ側の手続きの遅れから、電源変圧器を含めて A₁フォームが提出されたのは昭和60年3月となってしまった。従って当然、昭和59年度供与機材は年度内執行が不可能となり、現地への供与は次年度に送られることとなった。とくに電源変圧器については、ビルマ側の A₁フォームを待って発注されることになり、さらにその供与時期は遅れざるを得なくなった。

表7 昭和58年度供与機材一覧表

品名	数量	金額	品名	数量	金額
I 生物実験室用機材			ガソリン保存缶	10	102,500
解剖皿 2種	50	103,000	ドラム缶レンチ	3	3,690
昆虫標本箱	50	278,000	オイルフィルターレンチ	4	7,600
ゴム手袋	50	56,600	エアチェック	4	7,300
種子選別篩	1	31,900	エアポンプ	5	12,100
標本びん(アクリル製)	50	382,100	チューブ焼付器	2	94,000
〃(ガラス製)	30	29,000	パンチチューブセット	2	27,400
スライド用キャビネット		77,000	タイヤレバー	1	3,800
II 農芸化学実験室用機材			リヤーシャフトハンマブラー	1	13,900
採土用カップ	100	123,000	ブレーキエア一板レンゲセット	1	5,000
検土丈	5	135,400	金切ばさみ	1	7,800
土壌分析用試薬	1	52,000	つかみばし	3	4,470
定温乾燥機	1	110,200	金鋸弓づる	5	1,300
III 農業機械研修用機材			金鋸用ハクソー	1	14,200
ストップウォッチ	20	291,500	トーチランプガソリン用	3	21,510
巻尺 3種	110	86,700	シャコ万力	3	3,690
発電機	1	472,700	バイスグリップブライヤー	5	19,200
耕うん機(スベアパーツ)	3	1,875,000	タイミングライト	1	8,200
トレーラー	3	393,000	スパークプラグクリーナーテスター	1	38,400
播種機 3種	4	1,177,400	サーキットテスター	1	4,300
エンジンカットモデル2種	2	374,400	バッテリーチャージャー	2	132,200
エンジン 2種	20	1,591,000	ブースターケーブル	3	6,300
ボールリフト	1	450,000	バルブラッパー	30	3,600
オイルジャッキ 2種	4	18,000	バルブコンパウンド	6	2,460
リジッドラック 2種	4	17,400	ピストンバイス	1	12,900
高温洗糸機	1	452,000	ピストンリングコンプレッサー	2	2,300
エアークリーナー	1	34,000	コンプレッションテスター	1	7,500
エンジンクリーナー	1	3,100	バキュームポンプ	1	37,800
エアダスター	1	1,000	カークーラーサービスセット	1	16,500
ポータブルルブリケーター	1	38,000	工具セット	10	171,000
同上アタッチメントセット	1	54,000	〃(別種)	10	430,000
燃料ポンプ 3種	35	40,000	ソケットレンチセット 2種	4	20,200
オイルメジャー 4種	12	53,490	メガネレンチセット 2種	6	20,100
オイルラー 2種	20	1,600	両口スパナーセット	10	13,700

品名	数量	金額	品名	数量	金額
ドライバーセット	10	13,100	Ⅳ 組織培養実習用機材		
検電ドライバーセット	5	4,400	空調機	3	320,100
六角レンチセット	6	8,490	Ⅴ 水管理実習用機材		
モンキーレンチ	4	23,600	テンソンオンメーター 3種	22	407,000
パイプレンチ	4	12,000	Ⅵ 現場実習用機材		
動力噴霧機背負式	2	13,300	数取器	20	17,400
噴霧機手動背負式	5	116,000	Ⅶ 事務用機材		
動力噴霧機定置式	7	1,225,000	ファイル 4種	160	14,300
育苗箱	200	76,000	サインペン 黒 赤	100	6,000
田植機	1	352,800	ホワイトボード用ペン	72	7,200
刈取機	2	803,400	シャープペンシル(替芯)	5ダース	41,200
自走式脱穀機	1	845,400	ボールペン(替芯)	10 "	13,420
自脱コンバイン	1	2,272,000	鉛 筆	60 "	17,600
台秤 3種	21	651,700	消ゴム	30	1,200
トラクター 2.5HP	3	5,649,000	カッターナイフ	20	5,600
トレーラー	3	1,914,000	事務用はさみ	20	15,400
ロータリー	3	1,010,000	棒定規	10	1,800
籾摺機(坪刈用)	1	375,900	三角定規	10	5,800
精米機(")	1	73,900	セロテープ	80	10,000
籾摺機(一般)	1	893,000	ビニールテープ	20	2,000
精米機(")	1	1,946,000	テープカッター	3	2,400
米選機	1	310,000	ステープラー(替針)	5	14,000
Ⅳ 視聴覚機材			ステープラー(小 替針)	20	5,400
映写機	1	2,158,000	パンチ	10	7,800
電圧調整器	3	1,599,000	裁断機	3	36,000
ビデオカメラ用 バッテリーバッグ コード(カメラ ホクテレシヨンケーブル)	3	58,800	テーブライター	5	32,000
発電機	3	240,000	ロッカー	6	370,500
スライドフレーム	5,000	48,400	ファイリングキャビネット	3	123,600
研修用スライド 9種	9	255,400	黒 板	1	48,900
研止用16mmフィルム5種	5	427,000	レポート用紙	200	26,700
Ⅴ 総務関係機材			タイプ用紙	100	18,500
二輪車 9.9cc	5	650,000	Ⅷ 車 輛		
自転車	10	278,000	乗用車(部品付)	2	2,966,000
Ⅵ 作業場用機材					
黒 板	1	48,900	合 計		39,266,000

Ⅸ 日本人専門家の動向

専門家の着任状況は第8図のとおりである。第1陣として長期専門家3名が昭和59年2月4日に着任した。その後、CADTC研修展示圃場工事のために、工事コンサルとして三祐コンサルタントKKから平塚専門家が3月約1カ月、倉員専門家が6月約1カ月着任した。

長期専門家については、前述のとおりR/Dでは4名が規定されており、第1陣として3名着任したが、残り1名については「圃場レベル水管理専門家」ということで、ビルマ側の要請技術内容がはっきりしないため、当初着任の専門家がその意向を確認の上、日本側が人選に入ることにして着任が大幅に遅れた。しかしそれも8月には人選が完了し、ビルマ側も異例の速さでアグレマンを出すなど、その熱意が示されたが、本人の身体的理由でさらにその着任が遅れ、昭和60年1月31日となってしまった。

なお、第1陣の長期専門家中、業務調整、中野専門家は、7月26日A型肝炎の診断が下がり、9月18日までの約2カ月弱、療養休暇をとった。幸い現地自宅療養で完治し、その後は平常勤務が可能であった。またチームリーダーの中村専門家は、昭和60年2月26日から3月5日まで、バンコクで開催された農林水産関係プロジェクトリーダー会議に参加し、その後引き続いて年度内一杯、休暇一時帰国をとった。

短期専門家については、第1回合同委員会で本年度要請の原案が示されたが、その後ビルマ側のA₁フォームは提出されず、むしろCADTCサイト設置の視聴覚器材、印刷機器、写真現像機の使用法についての専門家が求められ、これらについてはA₁フォームが59年10月初旬に提出された。これによって、視聴覚器材について清水専門家が昭和60年1月21日から2月2日まで約2週間、印刷機器について荻野専門家、写真機材について金井専門家が、それぞれ昭和60年1月21日から2月23日まで約4週間、着任した。

図 8 専 門 家 派 遣 状 況

氏 名		担 当	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
長 期	中村成二	チ-ムリーダー 兼 研 修 方 法	●													
	松本栄市	研 修 指 導 農 業 機 械	●													
	成田良一	研修指導・水管理													●	
	中野久雄	業 務 調 整	●													
	清水秀男	視 聴 覚 器 材 (ソニーKK)													●	●
	荻野栄一	印 刷 機 (文祥堂)													●	●
	金井健二	写 真 現 像 焼 付 (オリエンタル)													●	●
工 事 管 理	平塚秀夫	農 場 工 事 コ ン サ ル (三祐コンサルタント)		●	●											
	倉員光東	農 場 工 事 コ ン サ ル (三祐コンサルタント)					●	●								

X 今後のプロジェクトの展開

X-1 研修企画・研修方法の立場から

当然のことに、CADTCは農業公社職員のための中央研修センターである。そして技術協力プロジェクトは、このうち普及職員研修を対象として進めることとなっている。そこで、今後の研修企画を展望する場合、1つは研修事業の性格をどのように考えて進めるかという観点と、もう1つはビルマ国農業改良普及事業の将来をどのように描いて研修企画を構想するかという2つの視点から考えてみる必要がある。

もともと、研修事業は明日に役立つことを想定して企画されるものであり、短兵急に今すぐ役立つものといっても、それほどその効果を期待できるものではない。それは研修対象がいつも人であり、人の変化を誘う事業であり、人はそれほど早急に変化するものではないからである。その意味から研修企画は、かなり長期的展望に立って思考されなければならない。同時にCADTCで行う研修だけで全体をカバーすることは不可能である。約2万人の農業公社職員の資質を向上するためには、どうしてもそれらの指導者を養成して、その指導者を通して全体の高まりを求めるような研修組織を想定せざるを得ない。そのためには、地域別、地区別研修あるいは現場での職場研修などが行われることを前提に、中央研修の企画を発想する必要がある。

一方、ビルマ国の農業改良普及事業をみると、各行政単位 (division or state, township, village tract, village) にそれぞれマネージャーをおき、末端のマネージャーが直接農民指導の責を担っている。しかもその数はかなり充実し、ほとんど1村1名のビレッジマネージャーが配置されている。そして重点地区にはプロダクションキャンプを置き、ここにビレッジトラックマネージャーやビレッジマネージャーが駐在し、時期に応じてここに宿泊し、24時間指導体制までしている。そしてその上部機関のマネージャーやそのスタッフは、それぞれの下部機関の指導に従事しているので、その意味ではかなり組織的普及事業を実施しているといつてよい。しかし、農業公社は普及事業以外にもかなり広い業務を実施しており、それら業務の全体の執行機関として地域組織を持っているので、この組織はすべてをあげて普及事業に専念しているとはいいがたい。とくに農業公社は各所にかんがりの生産圃場を持っており、この生産管理は、末端のこれら職員にまかされている。

さて、これら普及職員の質の面をみると、かつては大学出身者がディビジョンやステートのレベル、短大卒がタウンシップレベル農高出身者はビレッジやビレッジトラックのレベルというように、はっきり区分けされていたようであるが、最近の様子をみると新規採用者の多くは、大卒であろうと直接ビレッジまたはビレッジトラックマネージャーとして配置され、経験とともにその上部機関に異動昇進されているようである。ことに最近では、イエジンにある唯一の農科大学の卒業生の大半は農業公社に採用され、若い公社職員は大学出身者が多くなっ

ている。しかも農科大学々生の半数以上はこのごろでは女性である。従って農業公社の若い職員に女性の占める位置は大きくなっている。これら女性大卒者も当然、ビレッジマネージャーに配置されている。この意味では近い将来、ビルマの普及職員はその大半が大卒となつて、かなり高資質の人達で運営されることが予想される。

このように現状をながめてみると、今後のCADTCの果す役割としては、末端普及職員の指導者の養成をはかっていくこととなる。日本の普及組織にあてはめてみれば、農業改良普及員の指導者は専門技術員である。専門技術員は専門項目を持って、専門項目について普及員を指導する職種である。ビルマの場合、英語でいうスペシャリストはステートやディビジョンのスタッフにいるというが、これは単に技術的専門家がいるという意味で、普及員指導の専門職として配置されているわけではない。しかもその専門項目が明確になっているわけでもない。そこで、とりあえず、何種の専門項目が必要かは別に十分検討することにして、少なくとも各ディビジョンまたはステートに1名以上の専門技術員を、専門項目ごとに配置できるよう、研修を強化してはどうか。ディビジョンまたはステートの数は14である。従って水稲の専門技術員14、油脂作物の専門技術員14、工芸作物の専門技術員14といったぐあいに、計画的に専門技術員養成研修を実施することを提案したい。このことは、かなり高学歴普及職員をかかえる近い将来にそなえて、今から準備すべき対策でもある。

現在CADTCは、技術協力対象研修としては、インサービス研修（公社職員研修）、短期技術研修（作物別研修コース）、農業普及員特別強化研修を実施している。このうちインサービス研修は、職員資質の向上をはかる研修というよりは、むしろ伝達研修と考えた方がよい。そして、その時々に応じて新しい伝達事項は将来にわたって発生するであろうから、この研修は現在の企画が終了しても、また別の角度で企画されることとなろう。農業普及員特別強化研修は中央センターであるCADTCが全農業普及員に対して研修を実施するのは不可能であるから、あくまで実験的研修として今回のみで終了すべきであろう。そして現在実施されている短期技術研修は、タウンシップ以上の職員に、2週間程度実施されているが、これは専門家として養成するには不十分であり、さらに農業普及員の指導者として養成する意図も不明確である。そこで明確に専門技術員養成研修と銘うって、少なくとも6カ月以上、できれば10カ月程度の研修が打ち立てられることを提案していきたい。

研修方法の観点から現在の研修実施状況をみると、かなり一方的な押しつけ的研修にみえる。これは1つには、研修講師をほとんど外部に頼らざるを得ない現状で、備われ講師は担当の講義を終えると帰ることとなるので、どうしても一方的となる。また1つには当国の研修姿勢のようなものもうかがえる。しかし研修効果を高めるには、どうしても研修生の自発性を喚起するような方法が必要である。とくに技術研修の分野では、単に講話を聴してもどうにもならないことが多い。やはり実践的研修が必要である。そのためには講師自らが圃場に出て、自

ら実践を示しながら研修生の実践を求めるようなやり方が考えられる。しかしこのような研修方法をとるためには、講師自身の技術実践力が評価されるので、高度な講師陣の確保が必要となってくる。現状のCADTCスタッフをみて、この点で十分であるとはいえない。事実、講師陣はあまり圃場に出ない。従って講師陣の充実も急務である。カウンターパート派遣研修制度があるが、それにもまして日本の専門家が常時わきにいて、細かく指導していくことも重要である。そのため、必要な項目に関してはもっと短期専門家を要請したい。しかしビルマ側では、公社内で専門家と認められるものがある専門項目については、あまり求めようとしない。つまり現在いる専門家の質を高めることは、急務でないと考えられているようである。従って公社内で求めにくい専門領域のみ、専門家を要請しているように思われる。いずれにしろ、実践的研修（プロジェクト方式）は、圃場施設活用の面からも今後十分考慮していかなければならないだろう。

X-2 農業機械の立場から

現状における当国の農業機械化は、西側援助による中・大型トラクター約3,500台、国内産パワーティラーがわずかに1,000台足らずで、その耕耘面積は、農林省農業機械局の84/85年度実績565エーカーとなっており、全耕地面積の1%にも満たない現状である。

慣行法は、耕耘を含め、植付、収穫調整まで一貫して従来行われてきた畜力及び人力によって行われている。例えば、稲作では耕耘は畜力が使われているが、田植、刈取、脱穀調整まで一貫して人力である。そしてこの慣行法からの脱却ができないため、収量の停滞、品質の悪化、耕作面積の拡大抑制といった悪条件を重ね、農業開発そのものを遅らせている要因ともなっている。機械化によって農業開発を促進した日本の農業をふまえて考えてみると、ビルマ農業の機械化の必要性は、次のように整理できる。

- 1) 機械化によって、各種作業効率を向上し、栽培面積を拡大する。とくに未耕地の開発による栽培面積の拡大をはかる。（ビルマ国未耕地は、全国土の23%）
- 2) 機械化によって適期栽培、適期作業による収量、品質の向上をはかる。慣行農法では、作物の適期栽培が困難であり、作業能率が低い関係で、収量、品質に影響が大きい。たとえば、水稲の刈取は手不足でやや遅れ気味となり、圃場立毛で胴割れが多い。このことは米の品質低下の大きな要因となっている。
- 3) 機械化によって、圃場利用率の向上をはかる。耕うん、収穫、調整等圃場作業が重なり、労働ピークを高くするため、後作栽培ができず圃場利用率を低くしている。前作物の収穫作業を機械化することによって、後作物の作付けが迅速にできる。

わずか1年余の経験で、当国の農業機械化の方向を述べることは、いささか早計であるが、今後の農業開発に機械化は欠かすことができないので、とりあえずの私見として、当国農業機

械化の方向を述べておく。

1) 耕うん作業の機械化

前述のとおり、昨年度の機械による耕うんは、わずかに500エーカーに過ぎず、これが未耕地の開発を遅らせ、作物の適期栽培による収量の増大を抑制し、かつ圃場利用率の向上の低下の要因となっている。当国内の石油不足の事情が、機械化の阻害要因ともいわれているが、農業は国内経済の基盤として重要な部門であることから考察すると、最小限の機械化の推進は必要である。

2) 収穫調整の機械化

ビルマ産の米は、隣国タイ米と比べて、価格で2割ほど安い。同じ品種のものであってそうである。理由は品質が悪いからであり、それは刈取、脱穀、調整が依然として慣行法であるがためである。タイ国の場合、単位当収量の増加と共に最近では脱穀機の普及から、胴割米の減少をもたらしたといわれている。これは、刈取から脱穀までの時間が短くなり、かつ適期に収穫できるようになったからである。ビルマでも、この収穫調整の機械化は重要と考えられる。

3) 乾季作におけるかんがいの機械化

大型プロジェクトによるかんがいは別として、小規模なかんがいによる乾季作物の栽培は、圃場利用率から見ても重要な改善点である。まず地下水利用の小口径の井戸かんがいが、資金もあまりかからず普及性が高いと考えられる。これはネパールのTelde地帯で成果をあげている方式である。次に低地で取水可能な地域でのポリュートポンプによるかんがいも、技術的に導入しやすい方法と思われる。いずれにせよ、作物栽培に一番適する乾季に、圃場に立毛がない現状は異常である。

以上のようなビルマ国農業機械化の現状と問題点をふまえ、今後CADTCにおける技術協力の方向または活動方針として、次のような提案をしたい。

1) 農業公社各農場（試験場、種子農場、生産農場）の運営担当者に対する農業機械化研修の実施。

研究の成果を普及に反映させることが、新しい技術を広める手段とすれば、農業機械化の技術開発並びに普及は、農業公社各農場を利用するのが重要と考えられる。従ってこれら農場の関係者に対する研修をまず実施し、技術向上と情報交換をねらいとする。

2) CADTCにおける農業機械化の技術開発

センター内において、水稻及び主要畑作物の栽培実験及び研修素材の開発のための研究を実施しているが、これら圃場実験において、農業機械化の必要性及びその効果を模索する。

3) デモサイトにおける普及素材の開発、実験を通して、農業機械化の重要性の実証。

6カ所のデモサイトにおいては、農業普及員特別強化研修研修生が普及素材を開発するために、実験、演示を実施することになっており、明年度早々にもその設置が確定している。これらデモサイトの一層の効果をあげるために、機械化技術の導入は不可欠であると考えられるので、立地条件の異なる各デモサイトで、機械化技術を実証する。

X-3 水管理（圃場レベル）の立場から

ビルマ国における水管理施設に関する政策は、かんがい事業に重点がおかれているように見受けられ、各種かんがい事業が精力的に進められている。しかし1981年現在のかんがい面積は、全耕地面積の13%弱、約260万エーカーに過ぎず、排水施設に至っては、見るべき施設がない。このように当国では、水管理施設は極端に不足しており、全国的な視点に立つとき、現状では、いわゆる水管理はほとんど行なわれていないといっても過言ではない。

たとえば、われわれ専門家チームがラングーン市内からCADTCサイトに通う途中のペグー河右岸（西岸）地域は、真に天水田であって、かんがい施設はもちろんのこと、満足な排水施設もない地域である。その年の稲作収量は天候次第で、播種時期、田植時期等の決定は、農民の永年の経験と勘に頼らざるを得ない。もし播種直後に多量の降雨があれば、それは洪水となり水田は数日から数週間に亘って水没し、大きな被害をうける。この被害は高収量品種ほど大きい。

さらに洪水は農作物のみならず、農村の生活環境においても、伝染病の発生、食品衛生の悪化等、多大な影響を与える。

一般にかんがい事業は多額の費用を要し、また当国の組織上、ある程度以上の規模の事業は、農林省かんがい局（I. D.）の所管となっている。これに比較して排水事業は、自然排水が可能であるならば、費用も少なくすむ場合が多い。この観点から前述のペグー河流域右岸は、地形的に傾斜もあり、排水事業による効果は大きい。すなわちその効果とは、

- ① 収量の安定化—————→農家経済の安定化
- ② 適期収穫—————→品質の向上
- ③ 走行能（Trafficability）の増大—————→農業の機械化

しかし、基礎資料の不足、また資料があっても解析力の不足から、具体的事業の立案は現状では困難であろう。

幸いなことに、農業公社の組織は全国のビレッジ単位まで職員が配置されており、その調査あるいは資料収集能力は高いものと推察される。従って、各タウンシップオフィスに1名程度の水管理素養のある職員を確保し、組織的な調査、資料収集が実施されるならば、効率のよい水管理施設の立案設置が可能となり、その施設を使用しての水管理と相まって、農業生産の向上が期待されよう。いずれにしろ、水管理あるいはかんがい排水についての末端施設の企画立

案は、農業生産担当公社としての農業公社の責務であると思われる。

そして現状では、農業公社内に前述のような水管理素養のある職員は皆無に等しく、この分野の人材養成は、急務であると同時にCADTCの大きな役割でもある。

X-4 プロジェクト運営・業務調整の立場から

1) カウンターパートとの関係について

前述してきたとおり、専門家とカウンターパートとの関係は必ずしも望ましい形とはなっていない。基本的にR/Dにも明記されているとおり、専門家は相手国カウンターパートに対して助言しなければならない。しかしそのためには、各専門家対カウンターパートの関係が確立されていないと、十分な技術移転ははかれない。しかし現状の関係は、あくまでも専門家団対カウンターパート団の関係を知られていない。それは専門家別に単数もしくは複数のカウンターパートが特定できないからである。

現在のカウンターパートは第7図のとおりである。この図で講師及び助講師の職にあるものが、一応専門家のカウンターパートとして定例打合せにも出席する。そして彼らはほとんど40才代である。それも40後半のものが多い。一応の技術分担と業務分担は持っているが、それほど高い専門性はないように見受けられる。一部海外研修経験者もいるが、大多数、ディビジョンまたはステートのオフィススタッフであったものが転任、一部タウンシップマネージャークラスもいる。そしてその前歴職種からいって、それほど技術的専門性は育たない。従って、研修企画とか研修方法を除いて、着任専門家の専門領域である農業機械や水管理に対応するカウンターパートを求めようとしても、なかなか見当たらない。そこで今までも再三にわたって、ある程度素養のある機械及び水管理のカウンターパートの配置を申し入れてきた。しかし公社内での人材難を理由に、実現していない。また研修企画・研修方法に至っては、だれでも考えられる領域としてそれほど専門領域として認めていないようにも見える。というよりは、研修方法とか、普及方法もそうであるが、方法論が問題になるほど、それぞれの内容が分化していないといったほうがよいのかもしれない。従ってこの領域については、むしろ業務分担として存在すればよいと考えられているようである。

従って、このような専門に対する取組み方の是正を、とくに農業公社幹部職員に訴えつけていく必要がある。そしてカウンターパートと専門家の望ましい関係についての認識を、彼らに明確にしてもらうことが基本的対策となろう。

しかし、人員の配置換えや増員というのは、この国ではたいへん時間のかかる作業である。そこで現在のカウンターパートの中から、それぞれの専門家を養成していくことも一方では考えていかねばならない。ところが、CADTC内で各カウンターパートは分散して

それぞれ勤務し、日常だれかと話をしようとしても、その居所を確めるのがきわめて困難である。この勤務体制はお国柄であるのかもしれないが、専門家とカウンターパートは日常会話の中から、細かく技術移転がはかれるものであって、絶えず顔と顔とを接していることは重要である。そしてそうした間柄を育てながら、彼らの中で、それぞれのカウンターパートを探し、育てることを考えねばならない。

そこで、専門家とカウンターパートとの同室勤務を提案し、そこを突破口に望ましい関係の確立に努力したい。幸いなことに建物には、同室勤務が可能な部屋が作られており、ここを活用してその関係改善につとめていくつもりである。

2) 資機材の管理について

プロジェクト方式技術協力の1本の柱である供与機材（無償協力機材も含めて）について、その管理運営が現状では問題である。専門家のいる領域の資機材については、その管理を指導できるのでまだよいとして、とくに専門家が関知しない分野の供与機材については、その管理が心もとない。CADTCには、シニアのカウンターパートに当る職員の外に、たくさんのジュニアのスタッフがいます。そして機材については、むしろこうした若いスタッフが扱うことが多い。しかも供与される機材の大多数は、彼らにとっては扱ったこともない珍しいものが多い。そんなことから、悪意はなくてもさしたる知識もなくいじくりまわす。その結果、故障した機材はそのまま放置される。そしてその管理責任はきわめて不明確になっている。

こうした現状では、折角の供与機材が使いたいときに使えなくなるおそれがある。もちろん盗難、紛失に対する管理も含めて、このような物品の管理法についての指導が必要である。そのためには、まず物品ごとに責任体制を明確にすること、そしてたえず管轄物品のチェック、使用前後の確認、消耗機材の差引きなど、きちんと記録を残していく必要がある。供与機材については、物品リストは明らかになっているが、その後の記録は全くなく、日本式にいう備品台帳のような概念はない。このままでは、プロジェクト協力期間内に供与機材は、すべて使用不能になるおそれもある。とくにコピーマシン、タイプライターなど、日常欠くことのできない用具に、そのことが目立つ。

かといって、破損、紛失をおそれるのあまり、これらの機材をしまい込んで使わせなくなっても困る。そこで使用法についてきちんと承知したものが使用を指導して使うように何かルールを決める必要もあるかもしれない。専門家がすべての機材の使用について指導できるわけのものではないので、英文の使用書は重要な役割を果たす。そして物珍らしさから、はずせるネジは用もないのにはずしたり、中の構造をみたがってすぐあけてみたり、動かなくなったものを無理に動かしたりしないようにしたいものである。

3) プロジェクト運営のための会議について

現在、プロジェクト運営のために持たれる会議は、R/Dに規定されている合同委員会、研修実施委員会をはじめとして、専門家とカウンターパートとの打合会（CADTC管理打合会—Managing Meeting）がある。合同委員会は農業公社総裁が主催する会議で、とくに必要のない限り、1年1回開催することになっている。研修実施委員会は、T. I. C. と呼ばれ、とくにメンバーを明確に規定していないが、関係部長（企画部長及び普及部長）、カウンターパートと専門家の会議である。ときに総裁アドバイザーや農業研究所長が出席したりする。そして頻度は月に1回程度開くこととなっている。専門家とカウンターパートとの打合は、週例で開き、それぞれ全員出席することとなっている。

このようなプロジェクト運営のための会議が設定されており、現状このほかにとくに会議の必要性は認めないが、ただこれらの会議がしばしば他の業務にわざわざされて、なかなか定例的に開かれない。こちらからいつも督促をして、やっと会議が持たれるのが実態である。しかし専門家のプロジェクトの全体運営への係わり合いは、これら会議を除いては考えられないので、今後もこれら会議の開催は、絶えず催促し続けなければならないだろう。とくに、CADTCサイトで開くカウンターパートとの打合はともかく、T. I. C. については、部長級の多忙を理由に開かれない月が多く、今後改善を呼びかけていく。

また、これら会議の持ち方であるが、多くの場合、専門家側で必要な議題を提出し、それに対するビルマ側の回答が述べられるような進め方である。1つの議題について双方から意見が出されて話し合うといった会議のあり方は、ほとんど持つことができない。とくにT. I. C. については、部長級が出席することもある程度、ある程度の決定ができるので、相手側も慎重になるのかもしれない。これに対して、CADTCで行う週例の打合会は、センター内の運営に関することは別として、ほとんど物ごとを決定することはできず、おしゃべり会に終止する場合もある。そしてこの会で話し合われた内容は、あまり上部に具申されないで、カウンターパートの意見がCADTCの意志決定に反映しているとは思えない。従って、運営会議のための新しい提案は必要ないが、決められた会議の着実な実施と、会議の持ち方についてその改善を求めていく。そして、彼らから自発的に会議が開かれ、彼らも議題を用意して専門家に相談するような会議の実現をはかっていきたい。